

日本国際情報学会誌
2016年度 通巻 第1号

Kokusai-joho



日本国際情報学会

(目 次)

発刊の言葉	-----	1
巻頭言	-----	2
報告論文		
自由投稿論文: Review		
澳門賭博業史 — 賭博合法化からSTDM社独占体制まで — 増子 保志	-----	3
銅像の行方 — 残ったものと消えたもの — 増子 保志、加藤 香須美	-----	9
体制移行と政治過程における政治行動の指針に関する一考察 井上 隆	-----	18
地域の統合と選挙制度に関する一考察 井上 隆	-----	26
報告論文		
研究ノート: Research Report		
政治とモニュメント — マカオ返還における「友好」と「融合」 — 増子 保志	-----	34
戦争記録画と消えた3枚の天皇・皇后像 増子 保志、加藤 香須美	-----	39
科学的な答えを出すと言う呪縛 — 安易な答えに合理性は付加し得るか — 村上 恒夫	-----	44
意識と脳科学の現状から考える情報の可能性についての考察 — 量子論の仮設に基づいて — 草野 純子	-----	48
医療技術職養成教育への哲学カフェ導入の試み 栗崎 由貴子	-----	52
個々の思想理解への一考察 柏田 三千代	-----	58
書評		
沢田佳久著 『醤油鯛』 株式会社アストラ 2012年9月 増子 保志	-----	64
日本国際情報学会誌規程	-----	66
編集後記	-----	70

発刊の言葉

日本国際情報学会 会長 近藤大博

社会科学は、その研究の歴史において、多くの先達の知恵と経験を蓄積させ現在があります。たしかに知識の積重ねと経験に支えられた研究は重要です。それらの蓄積が各学問の礎としてあります。

しかし、今日、国際化・グローバル化の波は、各学問の境界・領域・枠をいとも容易に乗り越えます。各学問の境界・領域・枠を乗り越えたかたちで、新たな問題が生じています。

各研究者は、従来の礎・専門領域に拘泥しては、新時代に、新たな問題に、対処・対応できません。

また、グローバル化は、国境を超えての研究協力、積極的な情報の受発信の機会をもたらしました。この機会を大いに活用すべきです。縦横に協働研究すべきです。研究成果を共有すべきです。

今日の社会的・公共的問題は、知識・学問と社会・政治の境目にあります。さらには従来の学問体系では対処不能・対応不能となっています。解決するためには、学際的な集団の確立と学際的な取り組み、ひいては学際的な理論的枠組みが必要となります。

つまり、21世紀の現在、社会学・経済学・歴史学・心理学・哲学等々の専門領域・枠を超えた協働研究が必要不可欠となってきたのです。

既存の考え方・方法論、既存の専門分野にとらわれることなく、幅広く研究テーマを募りたいと存じます。学際的な研究に積極的に発表の機会を与えたいと存じます。多くの方々が斬新的で視点の違う研究を競い合う場を設定したいと存じます。

日本国際情報学会は、上のような思いを密かに胸に、2002年3月に設立されました。

このたび、会員の研究を促進すべく、活動の成果を公表・公開すべく、学会誌発行を企画しました。本誌がその創刊号です。

今回発刊にあたり、多くの方々から、ご指導、ご支援を賜りました。厚く御礼申し上げます。

本誌が、広く世に迎えられ、新しい社会の創造に多少なりとも寄与できますよう、さらに学問の垣根が取り払われた研究の場として数多くの研究者に活用していただきますよう、祈念いたします。

2004年5月10日

当学会の目的の一つは、日本語で思索する全世界の同学のフォーラムを形成することです。その目的達成のためにも、従来の機関誌『国際情報研究』を刷新し、『日本国際情報学会誌』としました。新しく編集実務を担当することになった編集委員会の諸兄の尽力あつてのことです。

全世界に読者を求めるため、インターネットにて公開発行いたします。もちろん、ダウンロードしてプリントアウトすれば、通常の紙媒体の冊子と同様になります。活用願います。なお、学会論文の質の向上を目指すため査読の方式をも、今号をもって改めました。詳しくは、「投稿論文の査読について」をご覧ください。

当学会の会員層は産学官に属する人材で形成され、その研究テーマは総合社会情報研究を中心に幅広いジャンルを網羅しており、新たな学術的価値創造を可能にしています。今後、会員間のコミュニケーションをより充実させ、社会に貢献する学会活動を目指したいと存じ上げますので、よろしくご協力をお願い申し上げます。

2008年12月5日

巻頭言

『Kokusai-joho』創刊号によせて

——新たな学問探究の「自由」な地平の開鑿を求めて——

佐々木 健

ここに『Kokusai-joho』の創刊号をお届けします。
本誌『Kokusai-joho』は、自由投稿論文、研究ノート、および書評の欄からなります。

* * * * *

本学会「国際情報学会」の機関誌『国際情報研究』はこれまで、年に1回のペースで発刊されてきました。

当誌は、「審査論文」(Original)のほか、「報告論文」(自由投稿論文 Review および研究ノート Research Report)と「書評」(Book Review)を含む誌面構成で編集・刊行されてきました。

この度、機関誌・学会誌を改編して、厳格な査読・審査の手続きを経た「審査論文」を収録する部門と、自由投稿論文、研究ノート、および書評に照準した部門とを切り離すことになりました。

「審査論文」部門の分離独立は、近年における学術研究の質量両面での急速な進展に対応し、いよいよ高度な学術性を確保するためであります。従来どおり『国際情報研究』の誌名で発刊されます。

本誌『Kokusai-joho』は、どこまでも投稿者の「自由」な発想と決断にもとづく論攷を掲載します。

* * * * *

今日は、新たな時代の誕生の時期であることは容易に見て取ることができるでしょう。

生みの苦しみ(labour)をとことん引き受け、学問探究の新たな地平を切り拓く「精神の労働」(Arbeit des Geistes)が要請されることを言うまでもありません。既存の知の区分、既成の思考の枠組みから「自由」に、思い切った「観念の冒険」(Adventure of Ideas)を存分に行うことのできる思考実験の公共的な場を確保したいと念ずるものであります。

ここに新たに誕生した『Kokusai-joho』はそのような願望と希求から生まれました。しっかりと育てていきたいものです。

報告論文
(自由投稿論文 : Review)

報告論文は審査・査読を行っておりません。

澳門賭博業史

－賭博合法化から STDM 社独占体制まで－

増子 保志

日本国際情報学会

Macau gambling industry history

- From gambling legalized until STDM company monopolies -

MASUKO Yasushi

Japanese Society for Global Social and Cultural Studies

In recent years, some in the effects of the economic recession and corruption measures of China, but has declined in 2015 currently, revenue from gambling industry in Macao, the tax revenue in the world's top position.

Macau history of the gambling industry, since the legalization of 1847, with a 170-year history of nearly up to prosperity by the openness policy of today. In the background, in addition to the Macau own local characteristics of the surrounding area, there is the influence of the gambling prohibition policy of the surrounding area. In this paper, consider the history of the Macau gambling industry from gambling legalization to STDM company monopoly before.

1. はじめに

近年、中国の経済不況や汚職腐敗対策の影響で若干、減少してるものの 2015 年現在、澳門の賭博業からの売上、税収は世界一の地位にある。

澳門賭博業の歴史は、1847 年の合法化以来、今日の対外開放政策による繁栄に至るまで 170 年近い歴史を持つ。その背景には、周辺地域の澳門独自の地域的特性のほかに、周辺地域の賭博禁止政策の影響があった。

澳門の賭博業は、その内容から 4 つの時代に分類できる。

① 合法化から賭場乱立期

② 賭博業が許可制となり産業としての賭博業が成立した期

③ STDM 社¹独占体制期

④ 賭博業の対外開放期

本稿では、上記分類の①②期を中心とした賭博合法化から STDM 社独占体制前までの澳門賭博業の歩みについて考察する。

澳門賭博業の歴史

¹ Sociedade de Turismo e Diversões de Macau(澳門旅遊娛樂有限公司)1962 年より澳門の賭博業に参入し、現在のカジノ都市マカオを構築した。(詳しくは、拙稿、「マカオカジノと STDM」『国際情報研究』10 巻 1 号、2013 年 12 月。を参照)

1847 年	賭博の合法化
1872 年	香港で賭博禁止
1875 年	広州での賭博行為の取締が厳しくなる
1891 年	公認賭博業営業権に入札制度を導入
1896 年	ポルトガル本国で賭博禁止となる
1920 年	広州「賭博治罪暫行章程」公布
1934 年	豪興娯楽会社が賭博専営権を取得
1937 年	泰興娯楽会社に賭博専営権が移る
1962 年	STDM 社による賭博独占体制が始まる

2. 澳門における賭博の合法化

広州は漢代から交易の盛んな南中国地方最大の都市であった。広東人は生まれつき、賭け事を好み、広州を中心とした珠江デルタ地帯の村々では、昔から非合法的な賭場が開かれており、アヘン戦争のころには無数の賭場が乱立していた。

澳門においても事態は似たようなものであり、数多くの賭場が散在していた。ポルトガル澳門政庁は、1847 年に賭博からの税金を取り立てるため賭博経営を合法化する政策をとった。

1) 経済の衰退

合法化の背景には、

- ① 1842 年の南京条約締結後、香港島がイギリスへ割譲されたことにより、澳門における欧米諸国の対中貿易の地位が相対的に下がった事。
- ② 珠江河口に位置する澳門は港の水深が浅いため、近代的大型汽船の寄港に向かず、貿易の中心が英国領香港と上海をはじめとする条約港に移ったことによる経済の衰退が挙げられる。

1835 年に約 37000 人であった澳門の人口は、香港の開港後半減した。1848 年、当時の澳門総督アマラルは澳門の自由港化を宣言す

るが、国際貿易における澳門の地位は回復せず、賭博合法化は澳門経済生き残りのための処置と言える。

2) 苦力貿易

賭博合法化の二つ目の理由として考えられるのは、苦力貿易との関係である。当時、澳門は苦力貿易の中心地で中南米方面への苦力貿易は、1873 年禁に禁止されるまで続いた。最盛期には約 300 にものぼる所謂「猪仔館」（中国人労働者の送り出し施設）が設置され、これらは主にポルトガル人及びスペイン人の経営であった。

この苦力貿易と賭博は密接に結びついていた。それは、澳門で一攫千金を狙って賭博をしたものの負けがこみ借金の返せなくなった中国人が売買され、賭博＝人身売買の構図が生み出され、苦力貿易は澳門政庁の重要な財源となっていた。

その後、国際的な非難の圧力から苦力貿易は禁止され、さらに経済的苦境に立たされた澳門政庁は、経済への波及効果を大義名分として賭博の合法化に踏み出したのである。

3. 香港、広州における賭博の禁止

1) 香港

香港においては、1867 年 6 月 17 日、香港総督マクドネルが、「維持社会秩序及び風化条例」によって賭博場を営業許可制にして、重い税金をかけることにより、賭博場の数を制限しようとした。しかし、賭博場は減少するどころか逆に増加し、その結果、香港の政界、文化知識人、特に宗教関係者の猛烈な批判を招くこととなり、1872 年、正式に賭博が禁止され、香港の賭博関係者や賭博客が澳門へ流入することとなった。

2) 広州

広州においては、1875 年になると賭博に対する取り締まりが厳しくなり、まず科挙合格者の名字当て賭博が禁止され、それら関係の賭博業者は澳門へ逃れた。かかる状況下で、澳門政庁は 1891 年、公認賭博営業免許の入札制度を導入した。その結果、澳門で乱立していた賭博業者の整理とさらなる安定した財政収入を確保することとなり、澳門政庁の財政は本格的に賭博業への依存度を深めていった。

このような動きの中で、1896 年、ポルトガル本国においては、賭博が禁止されたものの、新たに澳門では利権の独占を企図し、政府の許可制とした。

1912 年、澳門の全ての賭博経営権は澳門政庁の許可を必要とし、その権利は、5 年ごとに行われる入札制となった。また、同年以降、澳門政庁は新たに彩票賭博を主催し、多額の収入を確保した。

1920 年 11 月、広州においては、陳炯明が賭博禁止を布告し、広州全軍館出席のもと、賭博禁止会議が開催された。11 月下旬には約 3 万人が参加した広州市民による賭博禁止賛成のデモが発生している。賭博は阿片ともども広州の経済と治安に悪影響を及ぼしてきた。これらの禁止は、清朝以来広州地域社会の重要政治課題であった。しかしながら、中華民国前半期、常に賭博場からの税収は阿片とともに、この地域を支配する政権、軍隊の重要な財源であり続けたため、歴代政権は広東省における賭博の禁止を厳格に実行することができなかった。

賭博反対のデモを受けて、陳炯明は「賭博治罪暫行章程」を公布、1920 年 12 月 1 日から正式に賭博行為は禁止された。この章程は賭博場の経営者には死刑と無期禁固を含む厳罰で臨み、宝くじの発行、売買にも禁固刑を

科すなど厳しいものであった。また、広東軍第二軍は、隊内での賭博行為を禁止する布告を出した。

さらに、第二次広州政権外交部長、伍延芳の指示で広州政権の交渉員、李錦綸は欧米諸国の駐広州領事に、澳門における賭博禁止問題についてポルトガル側に働きかけるよう要請した。広州政権は「賭博のために人々が貧しくなると、自然に盗賊が増え、治安が悪化する。これは、通商に重大な影響を及ぼすから、広州の政府と香港、澳門両政庁は協力して賭博を禁止すべきである」として香港のイギリス当局に説明した。

かかる外交努力の結果、アメリカとイギリスの駐広州領事は澳門総督に賭博禁止を勧告することを広州政権と同意するに至った。

澳門周辺の諸県と広東省のレベルでも反賭博政策が実施された。新会、香山、江門等の各県と広州市では澳門を中心とする外地の宝くじである山票、舗票、白票を持ち込み、これを販売する者が多かった。このため、江門県の警察署長は県内への澳門発行の宝くじの持ち込みを禁止した。

1921 年 1 月、広州のポルトガル領事は李交渉員と会談し、澳門における賭博禁止とひきかえに、澳門と広州を結ぶ鉄道と澳門香山県前山間の道路を共同で建設することを広州政権に対して提案した。

しかし、この交渉は失敗し、後に澳門当局は澳門における賭博問題は内政問題であるとして、広州政権の要求を拒否している。

1921 年 2 月、広東州議会議員曾国宗は広州政権の外交部に「香港が賭博を厳禁しているのに対して、澳門は規制が緩すぎポルトガル政府は不道德な収入を享受している。外交部は澳門における賭博の禁止を直接申し入れる

べきである」と提議した。

同月、旧正月で賭博行為が盛んに行われていた広州では、憲兵隊が出動して街頭の賭博を取り締まり、用具等を没収した。しかし、このような禁止令と反賭博措置にも関わらず、一部部隊内での賭博行為、さらに軍隊が密かに賭博場を保護して上納金を得る状況が続いた。

1921 年 7 月広東省公署は、郵便などで省内に流入する澳門の宝くじを調査し、外地の彩票の販売について禁止令を出すとともに、香山県の知事に対して宝くじ密輸入の取り締まりについて交渉を行った。

しかし、澳門と広東省に住む中国人による賭博問題にかかわる対葡抗議行動と広州政権の努力は、植民地政府である澳門政庁の政策を変更させることはできなかった。

4. 賭博独占営業権

澳門の賭博業が近代的な事業に発展していく最初の重要な契機となるのが、豪興公司への賭博独占経営権の付与である。中継貿易港としての地位を香港に奪われ農工業の基盤に乏しい澳門としては、賭博産業を軸とする生き残りの政策を選択するしか他に採るべき道は無かったと言える。

1930 年、樞九²は十数人の胴元と共同で、澳門政庁から賭博の独占経営権を得るために豪興公司を設立した。豪興社は澳門資本のみならず広州の広東銀行総経理の霍芝庭³、香港康年銀行の創始者、李声炬の資本参加を求めた

² 賭博の大胴元。

³ 霍芝庭（1877-1937）広東省南海県生まれ。広州で広東軍の軍需用品の納入にて財を築きポルトガル国籍を取得する。1914 年の広東大水害時に、被災者救済の名目で富くじを発行し、成功する。広東銀行の行長と広東最大の麻薬商人という裏の顔を持つ。

ものであった。

1934 年、豪興公司は独占経営権を獲得すると、内港に面した新馬路にある中央酒店の 2 階と 6 階フロアーを賭博場に改装し、レストランや広東歌劇を上演する舞台を設置し、新たな賭博の種目を導入した。当時、香港からの客数は減少傾向にあったが、中国大陸からの客数の拡大により更なる賭博客の増加をみるようになった。

広東での賭博禁止の動きに対して、「広東賭王」の異名をもつ霍芝庭は、深圳に阿片と賭博ができる新しい煙賭区構築を目指した。霍芝庭は、新たに同じ香港の富豪である傅老容⁴と組んで深圳に賭場を開設した。また同じ深圳において深圳大飯店を経営していた陳濟湘らは同飯店を賭場開帳のために改装し、霍芝庭の賭場に対抗して、二つの賭場とも各種のサービスに工夫を凝らし、これによって深圳において二大賭商の競争が開始され、それまで澳門へ来ていた香港からの賭客は深圳の賭場へと流れ、澳門、豪興公司の業績は徐々に衰退していった。

1936 年 8 月、国民党南京政府は、蒋介石指導のもと、広東にいまだに阿片館と賭博館が存在するのは一種の恥辱であり、社会に危害を与え、軍の風紀を乱し人々の為にならないとし阿片と賭博を厳禁とした。広東省において禁賭委員会が発足し、広東省主席の黄慕松が委員長となり、三路軍総司令・陳誠、四路軍総司令・余漢謀らが副委員長となり 9 月 1 日に正式に賭博禁止を発布、ここに広東での賭博が禁止された。

⁴ 傅老容（1894-1960）広東出身の貧しい出であったが貿易業で財をなし、霍芝庭とともに広州、深圳にて賭場を開く。国民党政府による賭博禁止で澳門にて豪興公司の設立に参加する。

賭博禁止の令により深圳の2つの賭場は全面的に取り締まりを受け、霍芝庭と陳濟湘は賭場を放棄せざるを得なかった。しかし、傅老容は依然として、法律の目をかいくぐり深圳において私的な賭場を開帳していた。

表面上は賭博から手を引かざるを得なかった霍芝庭であったが、その実、密かに傅老容と手を組み澳門の賭博権獲得を目指していた。香港、広東で禁止された賭博は唯一澳門のみで合法化されており、その賭博権の価値は非常に大きなものであった。

澳門発展のためと称し、歴代の澳門総督への寄付や政庁への各種工作を行い、澳門賭博権の獲得を目指した霍芝庭であったが、1937年5月25日、香港において急逝した。

5. 泰興娛樂公司の設立

霍芝庭が死去したことによって、傅老容は新たに香港在住ながら澳門の質屋業の大王と言われた高可寧⁵と手を組み泰興娛樂公司を設立し、1937年賭博専営権を獲得し、澳門政庁との正式な契約が調印された。

1938年になって、新装された中央酒店の賭場では、従来よりも豪華な客室や女性客を目的とした娯楽スペースやレストランを併設し、「誰もが楽しめるカジノ」を目指した。この時期、中国大陸では日中戦争が勃発したが、澳門は宗主国ポルトガルが中立の立場を堅持したため戦火を避けるべく多数の香港からの難民や上海、東南アジアで莫大な資産を有する華僑やヨーロッパ人が流入した。

資産家や富裕層の澳門流入によって賭博業は戦争中にもかかわらず大きく潤うこととな

った。しかしながら、戦争の終結とともに澳門へ避難していた人々の多くは澳門を去り、澳門経済は一挙に不況へと陥った。

こうした経済不況の中で、傅老容は澳門政庁に対して賭博税の引き下げを要求し、この後、賭博からの税収は低水準のまま推移することとなり、澳門政庁及びポルトガル政府は大いに不満であった。

かかる状況下において、1961年2月13日にポルトガル政府海外部は澳門の観光娯楽化を定め澳門における賭博業を「特殊的娯楽」と位置付け澳門の経済発展における促進作用とすることを明文化した。

当時の澳門総督、馬濟時は歴代の澳門総督とは異なり、今までの澳門植民政策に対する意識改革の必要性を認め、汚職と腐敗の温床である澳門の賭博業の再建を目指した。

馬は澳門経済の現況を調査し、澳門がその地理的条件から資源に乏しく、工業の大幅な発展を見込めない状況に鑑みて賭博を含む観光業に大きな潜在的発展の可能性を見出した。

馬が1960年3月に組織した澳門旅游事業委員会は主として、次のような報告を行った。

- ① 現在の賭博入札制度に透明度を持たせること。
- ② 現在、泰興会社が所有している賭博専営権を取り消すこと。
- ③ 澳門政庁に納付する賭博税額を年々引き上げる。
- ④ 経済投資目的で、賭博専営権所有者の利益に税金をかける。

この報告は、澳門政庁にとって澳門のインフラ整備や公共事業の発展につながる好都合なものとなっていたが、現専営権所有者の泰興公司にとっては、相当の痛手となるうるものであった。

⁵ 高可寧 (1878-1955) 澳門賭商。広東出身の貧しい出であったが質屋業で財をなし泰興公司設立に関わる。

なぜなら泰興公司是賭博業の傳と質屋業の高のいわゆる「地方の大きな個人商店」的なものであり、この委員会報告に沿うとすれば、その費用負担や資本投下は傳、高両家にとって非常に厳しいものであった。

澳門政庁は、1961 年 12 月 31 日をもって、泰興公司との契約が満了することから、賭博税の額や賭博営業権の期限、権利獲得企業が負担すべき諸条件が明記された「賭博娛樂章程」(第 1496 號立法條例)を公布した。

この章程は、今までの賭博税のみの負担とは大幅に異なり、納税のみならず、観光都市としての国際的な地位の向上に関する費用を澳門政庁は全く負担せず、権利獲得者に負担させながら、観光都市政策を推進するという植民地宗主国ならでの政策であった。

かかる状況下、1961 年 10 月、泰興公司と賭博権の新規獲得のため設立された、澳門娛樂公司との間で入札が行われ、わずかな金額の差で澳門娛樂会社が新たに賭博専営権を獲得し、これ以後、2002 年の對外開放までの 40 年間、同社の独占体制が続くこととなる。

6. まとめ

ポルトガルによる澳門の植民地化と香港の存在が澳門の貿易に影響を与えなければ、澳門の賭博業が合法的な産業として認められず、当然その発展はなかったであろう。特に 1842 年の香港の開港と 1872 年の香港での賭博業禁止が澳門における賭博業容認の要因となった。

その後、経済はその立地条件や柱となる産業を持てなかったことから、賭博産業に頼らざるを得ない構造となり、ポルトガルの植民地という特殊性もかさなって発展してきた。澳門の賭博業の歴史は、まさに地域生き残り

の為のものであり、その流れは現在に至るまで連綿と続いている。

(参考文献)

劉品良『澳門博彩業縦横』三聯書店、香港、2002 年 4 月。

胡根『澳門早期博彩業』三聯書店、香港、2011 年 4 月。

塩出浩和『可能性としてのマカオ』亜紀書房、1999 年 11 月。

増子保志「カジノ都市国家としてのマカオ」放送大学大学院文化科学研究科修士論文(学術)、2003 年 12 月。

増子保志「マカオカジノと STDM」『国際情報研究』10 巻 1 号、2013 年 12 月。

銅像の行方

—残ったものと消えたもの—

増子保志、加藤香須美

日本国際情報学会

Whereabouts of the statue

- Remaining as those that disappeared -

MASUKO Yasushi & KATO Kasumi

Japanese Society for Global Social and Cultural Studies

The statue is not monumental meaning only, construction by the state itself is promoted with educational sense to reverence the nation to the person who contributed, it has been a large number built Taisho period from 1887's. In general, when you said that the statue, rather than the art works, historical, such as great hero and regional contributor of, often pointing to the portrait sculpture.

In the present study, consider the role of the statue has played in in the modern state formation and the war until after World War II from the Meiji period in Japan. Why statue was required. Whether the statue was born background of such anything. Whether the post-war were divided into those that have not left the Remains is by any kind of reasons. Perform the original discussion of consciousness or more of the problems.

はじめに

我が国における「美術」の概念及びその用語は、万国博覧会への参加・出品や官営の工部美術学校の開校など明治国家が主体となって強力に推進された。西洋風の彫刻もその一つとして導入され、日本の伝統的彫刻であった木彫にも影響を与え発展した。その中で銅像は、西洋近代社会を倣った都市建造とともに建立が始まり、我が国に於いて彫刻が社会的に認識される契機となった。

明治時代になって初めて靖国神社の「大村益次郎像」や上野の「西郷隆盛像」などが広場・公園という公共的な場所に設置された。それは、日清・日露・太平洋戦争時に制作された将軍や軍神の銅像が東京

を始めとする各地方都市の公共的な場所に設置されたことに繋がっていく。

銅像は記念碑的な意味のみならず、国家に寄与した人物を崇敬する教育的な意味をもって国家自身により建設が促され、明治二十年代から大正期にかけて数多く建立された。一般的に銅像と言った場合、美術作品というより、歴史上の偉人英雄や地域功労者などの、肖像彫刻を指す場合が多い。さらに日清・日露戦争期には、戦場における英雄偉人を彫像にして「軍神」化し、戦争の正当性や美談化の役割を担った。また、銅像は政治体制の変革や時代思潮の変遷に伴って銅像の建設や撤去など大きな影響を受けている。

日清・日露戦争をはじめ十五年戦争における美術と戦争の関わり合いについての研究では、絵画を資料としたものが中心となっている。しかし、作品が多少なりとも現存する絵画とは異なり、銅像は材料の使用制限や戦時中の金属供出により多くを失っている。さらに、戦後には軍国主義の象徴とみなされ残存した作品も撤去、廃棄されるなど現存する作品が非常に少なく、作品を実際に見ることは難しい状況にある。

本研究では、我が国の明治期からの戦後までの近代国家形成や戦争の中での銅像が果たした役割を考える。なぜ銅像が必要とされたのか。銅像が生まれた背景は如何なるものなのか。戦後は残されたものと残されなかったものに分けられたのはどのような理由によるものであるのか。以上の問題意識のもと考察を行う。

1. 日本の近代化と銅像

1) 銅像の起源

我が国において、いわゆる銅像が造られるようになるのは明治以降のことである。それまで銅製の像がなかったわけではなく、「銅像」という漢語も古くから存在した。しかし、それが今日と同じ意味で使用されていたかは疑問である。元来、銅像という言葉は単なる銅製の像を指す語に過ぎなかった。それに対して今日、銅像といえはる特定の場所と結びついた、記念碑的な性格を持った肖像彫刻を示すものである。

今日的な意味での銅像の起源は、明治初期の太政官制において神道や仏教に関する事務を管理した教部省の 1876(明治 9)年の文書中に記述が見られる。¹その内容は、功臣を祭るに際して、西洋風のモニュメントに倣った「祭神ノ銅石像等」を建立することの是非について伺いをたてているものである。この伺文書は、教部省が廃止された 1877 年 1 月に許可されており、その 3 年後には金沢・兼六園に《日本武

尊像・1880》が西洋風モニュメントの銅像として初めて建立された。

2) 彫刻の近代化と銅像

日本にはもともと「美術」という概念は存在せず、明治になって西洋から輸入されたものである。北澤憲昭によれば、それは明治政府が欧米から取り入れた「制度」の一つであるといえる。「美術」を構成する「絵画」「工芸」「彫刻」「建築」などの言葉もまた、翻訳用語として明治初年に作られたものである。²「彫刻」という用語が用いられたのは 1876(明治 9)年に工学寮の附属施設として工部美術学校が設立された時である。その指導にあたったのはイタリア人のラゲーザ³である。

ラゲーザは 6 年間にわたる熱心な指導を行い、それまでの木彫仏や金銅仏あるいは象牙彫とは異なった、西洋のアカデミックな彫刻の伝統を日本に移入することとなった。

代表的な例として、西洋式の写実的なブロンズ像としての最初の作品として、ラゲーザ門下の大熊氏廣(1856-1934)が、10 年がかりで制作した地上 13m、招魂社(現靖国神社)に建てられた石膏原型による《大村益次郎像・1893》が挙げられる。実際のところ、それ以前に西南戦争で没した兵士たちの武勲を顕彰し、その霊をなぐさめるために《日本武尊像・1880(高岡銅器会社制作)》が制作されたが、この作品は「仏像彫刻」と「肖像彫刻」の中間点に位置するものである。

その後、江戸の木彫師であった高村光雲(1852-1934)を中心とした東京美術学校のスタッフが木彫原型によって作製した上野公園の《西郷隆盛像・1898》や皇居前広場の《楠木正成像・1900》と、明治政府の政策に沿った人物像が建立されていく。明治二十年後半から三十年代にかけて本格的な銅像が相次いで制作された背景には、明治天皇を基軸とする国家体制が整い、明治維新が歴史として

認識されるようになった結果と言える。この様な政治状況において、銅像は新しい国家体制を演出するモニュメントとして機能していくことになった。

この頃になると、木彫中心の日本彫刻界も、欧州の近代彫刻の影響を受けて、塑像の作品に注目が集まるようになった。日露戦争前後から、英雄・偉人を彫像化して、観衆の耳目を集める事が流行し、空前の銅像建立時代が始まった。

3) 銅像と公共性

明治時代の日本人にとって、銅像は全く新しい美術であった。彫刻家の萩原守衛は、1909 (明治 42) 年に「謂ふ迄もなく銅像は一種の英雄崇拜である。偉人英雄のライフの具体化であることはまちがいである」「此れを市街や公園や衆人遊樂の地に建設する場合には、装飾的としての銅像の意義をも考えねばならぬ」「銅像建設の位置が当を得て居るか否やが第一の問題である。(中略) 銅像の芸術的価値—技術の巧拙、人格の体現—が充分なりや否やは第二の問題である。此の二者相まって、装飾的としての完全なる銅像を成すのである」と記している。⁴

銅像とは偉人や英雄を崇拜する心を持って彼らを表現したものであり、銅像がどの程度巧みに表現されているかということも重要であるが、一番大事なことは、銅像が適当な場所に公共性をもって設置されているかということである。

先に述べたように、銅像は元々非日本的なものであり、明治期にヨーロッパの先進諸国から学んだものである。明治以前においては、頂相彫刻の様な一種の個人崇拜からつくられた肖像彫刻は存在した。しかし、それが公共の場に置かれて一般の視線にさらされることはなかった。

我が国の伝統には存在せず、また芸術風土にもなじみにくかった銅像も、以上の三体の名作品の公共的な場への出現によって、非常なる勢いをもって一般化していった。その背景には、西欧的なものの移植を目指した明治の文明開化が浸透し、ナショナリズム

ムと合致した風潮があったことによる。

萩原守衛は、1899 (明治 32) 年から 10 年間における銅像建設の盛んなることを述べて「斯くの如くして我が東京全市は、やがて銅像を以て埋められんとする勢である。盛んなる哉、銅像建立の事や」と述べている。⁵

ヨーロッパ諸国の革命時においては、今日でも広場に設置されている支配者の肖像彫刻=銅像を引き倒し、破壊することが数多く見られる。今まで崇拜していた個人や英雄を否定する革命は、まずその表象物であった銅像を破壊することから始まるのである。

では、なぜ明治期において銅像が造られ、公共性の或る場所へ設置されたのであろうか。萩原守衛は「東京市の銅像を論ず」の中でいまやたくさん見ることのできる銅像ではあるけれど、しかし世評はどうかあれ、結局のところ九段の大村益次郎卿の銅像と上野公園に於ける西郷隆盛 (南州) 翁の銅像と皇居前広場の楠公の銅像が見るべき作品である」としている。この三体は我が国の銅像制作の歴史上、初期の作品であると同時に現存する作品でもある。

2. 銅像の機能

1) 大村益次郎像

大村益次郎 (1825-69) は長州藩士で、医者であるとともに兵学者として第二次長州征伐や戊辰戦争において優れた戦術家的才能を発揮し、明治新政府では兵部大輔として近代兵制の創立に尽力を果たした。兵学寮、軍医院の設立など兵制改革を推進したが、廢刀、徴兵を基礎とした改革論は、反動的な旧下層士族の反発を買い、1869 (明治 2) 年に京都において、反対派の士族に襲撃され重傷を負い、この傷がもとで死亡した。1882 (明治 15) 年に山田顕義伯爵らによって大村の銅像建設が発議され、明治 18 年に大熊氏広に制作が依頼された。

大村の銅像を大熊が担当した経緯を当時の新聞は

以下の様に伝えている。1885（明治 18）年 12 月 1 日の東京日日新聞は「銅像落成の上はこれを芝公園内に建つべし」と報道し、建立場所がいまだ本決まりではないことを物語っている。1886（明治 19）年 9 月 9 日付の東京日日新聞は「大村益次郎の銅像を九段坂上なる靖国神社の境内へ建設せんとして、内務省土木局に其の雛形を依頼せられたる其の銅像は丈三尺余の立姿にて、三つ紋の割羽織は袴を穿ち、前に小刀を帯びたる形なりといふ」と原型の試案をニュースとして報道している。

この大村像は、益次郎が明治元年の上野戦争の際、江戸城の櫓の上から戦場である上野の山を見守っていた当時の姿を模したもので、左手に持っている双眼鏡は当時としては珍しいものであった。像の姿は「衣服地表から頭頂部まで 1272.6cm あり、下層の石台（242.4cm）と中央の鑄鉄台（424.2cm）、上層の像本体（303cm）の三段階で構成されている。

大熊は四年の歳月をかけて制作を続け、1889（明治 22）年 2 月 5 日、我が国で初めての石膏を原型にした銅像が竣工式を向かえた。鑄造は東京陸軍砲兵工廠が担当し、独特な高い円筒の碑文と台座の設計は大村の部下であった賀茂水穂が行った。建設者の友人一同の代表として内大臣・三条実美が長文を銘記した。

大村像は、益次郎が当時使用したものを、衣服のみならず、双眼鏡、足袋に至るまで忠実に再現していた。その再現の忠実さは、大まかな状況設定だけでなく、刀の目貫や筭、鐙に至る細部まで忠実に再現されている。従来いわゆる肖像彫刻では、顔・形・人格を彷彿とさせればよかった。しかし大村像は櫓の上から上野の山を眺めるという「行為」によって表現されている。

では、なぜ靖国神社に大村像は建てられたのであろうか。大村像は上野の山を向いて建っている。現在は周囲を高層ビルが立ち並び、上野の山を見ることは不可能であるが、建立時点では、大村像の目線の

高さから上野の山が見張らせたのであろう。戦前の大村像を写した写真から、当時は今日よりもはるかに視界が広い事が確認できる。

かつての靖国神社正面は、2km 離れた駿河台、さらにその先の日本橋までがよく見渡せた眺望の名所であった。大村像が向く、東北側の斜面は九段坂のある東側ほど急勾配ではないが、靖国神社とほぼ同じ高さの台地が 50m ほど続き、そこから緩やかな斜面に入る地形である。1272.6cm の高さがあれば、2.5km 離れた上野の山が十分眺められたであろう。また、靖国神社の前身である東京招魂社は戊辰戦争での朝廷方戦死者を慰霊するため、大村益次郎の献策によって創建されたことも靖国神社に建立された理由のひとつかもしれない。

2) 西郷隆盛像

1889（明治 22）年、西郷隆盛は賊名を除かれ、正三位の位まで贈られた。同時に西郷の銅像建設の話がもちあがり、1892 年に東京美術学校が制作を引き受けることになった。高村光雲が中心となって木型をつくり、鑄造を岡崎雪声が担当し、1898 年 12 月 18 日に除幕式が行われた。この銅像建立は、有志の募金による建設であり、国家発議のモニュメントではない。しかし、そこには国家的な意思の投影が存在する。西南戦争期の錦絵に表現された西郷像は、おおむねヒゲを蓄えた軍人像であった。上野の西郷像のように着流しの犬連れという像は当時の雰囲気からして異様な表現方法である。「身代持ちの家畜商が死んだ家長の記念碑を立てたという印象なのである」と外国人に評された。⁶その理由として、吉田千鶴子によると、当初は「陸軍大將軍服着用の騎馬銅像」の計画であったが、騎馬像とするには金が足りず、次に「大將服着用の立像」となり雛型まで出来上がっていたものの「さる筋から大將服姿に猛烈な反対が起り」、最終的に現在の銅像になったという。⁷そこには明らかに政治的な意図がはたらいっていたといえるであろう。

西郷像は「武人」としてのイメージから犬を連れ歩く人畜無害な人物へとそのイメージを変化させる役割を果たした。以後、民衆のイメージの中にそれは定着し、西郷像はその人気ゆえに反政府的な気運を醸成しかねない動向を、巧みにそらす機能を担ったといえるであろう。

3) 楠木正成像

鎌倉末期の南朝の忠臣・楠木正成の騎馬像は、二重橋前の皇居外苑に建立されている。北方の皇居を望むように、日比谷濠に囲まれた通りに位置し、左前脚を蹴り上げる馬上に甲冑に身をかためてまたがる像である。その全高はおよそ 4m 強で、馬の鼻面から振り上げた尾端まで同じく 6m ある。

楠木正成像は 1890 年 4 月、大阪の住友家が所有する別子銅山の二百年祭祝賀のため、銅山から採掘した銅を用いて、郷土の忠臣・楠木正成の像を鑄造し、宮内省へ献納したいがために、その制作を東京美術学校へ依頼したことはじまる。

図案を募集した結果、美校の第一期生である岡倉秋水の作が選ばれた。これを基に、東京美術学校教授・高村光雲の指導のもと制作が開始された。彫刻の基礎としては元弘三年、後醍醐天皇が隠岐より還御になるのを迎えた際の楠木公の「最も快心の時」を表現することとなった。細部については国史学者による歴史考証や甲冑、金工、太刀の調査も行われた。南朝の土豪出身の武将を忠臣として銅像にするために相当な苦労があった。遺品探しなども行ったが適当なものは発見できず、同時代とおぼしき、忠臣にふさわしいと思われるものを寄せ集めて、練り上げられていった。像の原型は檜の木彫りで制作され、分業体制がとられた。作業は美校総出で行われた。1900（明治 33）年 7 月 10 日に竣工式が行われた。

4) 増え続ける銅像

屋外に設置される銅像は、一般的に何らかの功績を残した人物を記念して建てるものである。美術と

いう観点から見れば造形的な面を重視するが、功績や人徳を記念するという観点から見れば記念碑や忠霊塔などの性格に近いものになる。

昭和 3 年に発刊された、我が国唯一の銅像写真集である『偉人の俤』では、全国に建立された銅像・653 点が掲載されている。巻頭を《明治天皇御尊像》が飾り、《故小松川彰仁親王御尊像》《故有栖川宮熾仁親王御尊像》など皇族の銅像が続く。さらに《神武天皇親王御尊像》《大和武尊御尊像》などが続き《弘法大師像》《親鸞聖人像》《日蓮上人像》と続く。

さらに明治・大正時代における偉人・傑士、国家の興隆に貢献した人物、政治家、軍人、教育者など広く各分野にわたる代表的な人物の功業を顕彰し、銅像が国民の模範として社会教育上に役割を果たす事を目的としたものであることが見て取れる。

掲載されている銅像の内訳は、下記の通りである。

宗教家	6	小学校校長	15	地方的功労者	66
将軍・殿様	58	殉職・訓導	4	女流名家	12
政治家	56	俳人・文人	5	神官	4
軍人	42	産業関係者	26	能楽・梨園	9
軍事探偵	2	発明家	6	任侠	3
実業家	120	社会事業家	6	役者	2
学者・教授	34	芸術家	11	外人	34
医学者	48	飛行家	8	地方政治家	13
教育家	47				

(筆者作成)

このように銅像は各処で建立され社会運動家であった高倉テルは、1941 年 11 月の『中央公論』⁸で東京が銅像を建てはじめて四、五十年で世界の中で最も銅像の多い都市になっていることに驚いている。

3. 金属回収運動と銅像

金属回収運動と銅像

太平洋戦争に突入する前の 1941 年に、金属回収運動の一環として銅像の資源化が始められようとしていた。10 月 9 日の『大阪毎日新聞』には、「銅像は

お代りを造って」という記事で鉄・銅類の回収運動で国民学校に設置されていた先賢偉人の銅像をどうするか近畿二府四県連絡協議会で問題になったと報じている。⁹同記事によると、明治以来銅像や記念碑を管轄していた内務省は、「国民学校などに設置された故人の銅像などで他の材質の像をもって代替し得るものは代替像を設置することとして回収すること」と大阪府の照会に回答を行っている。

1943 年 3 月 5 日には閣議決定に基づく「銅像等ノ非常回収実施要綱」が出された。この要綱案は「逼迫セル銅ノ需給状況ニ鑑ミ・・此際既設及製作中ノモノヲ問ハズ銅像等ノ非常回収ヲ即時断行スルモノトシ併セテ本措置ニ依リ戦争完遂ニ対スル国民ノ士気ヲ一層鞏固ニシ以テ決戦体制ノ確立ニ資セントス」と、戦局が押し迫る中の銅像回収の緊迫性を訴えかけている。さらに、政府が積極的に回収実施の重要性について啓発宣伝を行うとともに、「飽迄愛国心ノ発露ニ依ル如ク措置スル」ことを明記している。

回収の対象は、銅像（胸像）・銅碑で、例外として①皇室・皇族・王族に関するもの及び神像②直接信仰・礼拝の対象となる仏像③国宝・重要美術品④特に国民崇敬の中心であるものが挙げられている。これに対して、1943 年 12 月 10 日に閣議決定された「銅像等ノ非常回収ノ実施ニ関スル件」の実施案では、各地方より寄せられた調査報告を基礎とした特殊回収銅物件審査委員会の答申書では、総計 9236 件のうち「当然回収シ差支ナシト認メラルルモノ」が 8344 件、「疑義ノ存スルモノノ中回収スベキモノト認メタルモノ」が、前記の回収対象の例外用件では①27 件②412 件③9 件④165 件の計 613 件で、「疑義ノ存スルモノノ中存置スベキモノト認メタルモノ」が、①37 件②177 件③51 件④14 件の計 279 件で、残すことになったものは全体の 3%強に留まった。

存置されたものでは、神武天皇像が多く、日蓮上人像や東京美術学校内の像が多く、《アダム・イブ像》（個人所有）や《預言者ヨハネ像》（大原美術館）な

ども存置の対象とされた。また《楠木正成像》、《大村益次郎像》、《大山巖像》、《広瀬武夫と杉野孫七》、《伊藤博文》、《東郷元帥》、《和気清麿》、《乃木大将》、《橘中佐》などが存置された。

4. 銅像の戦後

1) GHQ と銅像

ア) CIE による調査

終戦後、占領政策を進める GHQ の中で文化面での占領政策を担当したのが、1945 年 9 月 22 日に設置された民間情報教育局（Civil Information and Education Section、略称 CIE）であり、精神風土や教育、宗教、美術などを担当した。CIE が銅像に関して作業を開始するのは GHQ 文書によると 1946 年の春であった。

4 月中旬に第一復員省（旧陸軍）が陸軍関係の銅像・石像調査表を作成、第二復員省（旧海軍）が海軍関係の銅像・記念碑のデータを作成し、CIE が翻訳を行っている。

6 月には読売新聞社が、軍国の象徴であった銅像をどう処置するのか関係者に意見を聞いた記事を掲載している。記事によれば、「今残っている銅像は美術史上に残るものはなく、愚作ばかりで撤去に賛成」（文部省・檜垣文化課長）「世論に従う」（内務省地方局・吉岡総務課長）「西郷隆盛像は残したい」（東京都・田坂公園課長）「平和国家になると宣言した日本に軍国主義的存在は許されないはずで、軍人の銅像など醜怪だ、街角や公園には芸術的な香り高い彫刻がほしい」（評論家・新井格）と述べている。¹⁰

こうした銅像撤去に反対して「銅像の主人公はそれぞれの時代の先駆者であり、指導者である。われわれがこうした人々の偉業に対して尊敬と感謝を感じてどうして悪い」と強く主張する声もあった。¹¹

7 月から本格的な調査が開始された。参考資料として、銅像写真集『偉人の俤』（昭和 3 年）や戦中の銅像や忠霊塔、記念碑に関する公的文書、銅像のモ

デルとなった人物の記述が多い戦中の修身教科書、ラジオ番組リスト、軍国主義的・超国家主義的モニュメントに関する戦中の新聞・雑誌記事など様々な資料が終戦連絡中央事務所や政府機関、新聞社、東京美術学校、靖国神社などから収集され CIE の調査・分析課によって検討された。

イ) 銅像への関心

GHQ の世論・社会学調査班及び文化資源班が関わった 1946 年の 7 月から 9 月に至る戦争記念碑（銅像も含む）調査では、当初、都内の東郷元帥、旅順白樺決死隊忠魂碑、大村益次郎、肉弾三勇士など 20 の記念碑を選び、日系 2 世 2 人と日本人 2 人で街頭インタビューを現場で行ったが、どの記念碑も人々は脇を通過するのみで、3 日間で 16 人の回答者しか見つからず、有効な調査にはならなかった。報告書によると、この少なさは記念碑が重要な意味を担っていなかったことを証明するものであるが、この数では明確な結論は出せないとしている。

続いて、都内の職場や家庭の 102 人に対して記念碑を訪れるか否かという質問を行った。その結果、肯定的な回答は 6 人のみで、その他は関心がないもしくは忙しいというものが大多数であった。さらに知識人に対する調査も行われた。対象の 28 名（男性 27 名・女性 1 名）は、柳田国男、帝室博物館員の原田治郎、画家の伊原宇三郎、志賀直哉、森戸辰男、読売新聞社の馬場恒吾、尾高邦雄東京帝大教授、議員の戸叶里子らで、ジャーナリスト、政治家、作家・芸術家、宗教人などを中心としたものであった。この調査から GHQ の報告書は次のように結論している。

「戦争記念碑の意味は日本人にとって大きくないが、記念碑によって異なり、時代の政治的雰囲気との関係で解釈される（軍国時代なら軍国的解釈）。記念碑は移動させるべきであるが、全てではない。選択に十分な配慮が必要で、明白な軍の記念碑は移すべきだが他は残すべき。移動した空白を平和的シン

ボルで埋めるべき。移動させる主体については意見が一致しない。占領軍による行動が最も望ましくなく、日本人自身で行うべきという傾向がむしろ強い。記念碑の望ましくない効果を減らすには教育が最適だが、表層をなぞるのではなく、日本の政治的環境と伝統的思考様式を変えることが重要で、それが変化すれば記念碑の問題はそれ程重要ではない」。¹²

この分析結果を GHQ は基本的に重視した。移動させるべき軍国的記念碑は日本人が移動して自らは背後に控えることとし、明治の銅像は、建立当時は国家への貢献を讃えるものから十五年戦争中には軍国主義の象徴となったように銅像や記念碑も時代により解釈が変わることを GHQ は認識したのであった。GHQ は銅像や記念碑の処置に関する行動について日本政府が間に入る事でどのような効果を生じ、日本人が戦後の新しい時代にふさわしく銅像をどのように解釈するかに関心を示していたのである。

銅像等の処置について日本政府側では、CIE の宗教課との緊密な協力のもと、1946 年 9 月 11 日に「内務省文部両次官名各地方長官宛通牒案 公葬等について」が作成され、11 月 1 日に正式に通知された。さらに 11 月 27 日には「警保局長通牒 忠霊塔・忠魂碑等の措置について」が出された。

「公葬等について」の文書によると、忠霊塔・忠魂碑、戦没者のための記念碑、銅像等の建設を一切行わず、現存のものでも学校や公共施設内のそれらの撤去、軍国主義的の字句や碑文などの抹消を命じ、警保局長通牒はより具体的な指示がなされた。2 つの通牒を受けて東京都は 1947 年 1 月 17 日に各施設に記念碑や銅像・彫像を移動させることを指示する通牒を出し、25 日には「忠霊塔、忠魂碑等の撤去審査委員会規程」を告示した。審査委員会では、最終的に 25 件の審査決定がなされ、内 8 件が撤去、遺族への返還 1 件、移設が 3 件、残りは残置とした。撤去されたものは、日比谷公園の軍艦行進曲記念碑を除けば広瀬武夫と杉野孫七像など日露戦争に関する

ものばかりであり、その撤去理由は戦意昂揚や敵愾心の助長、国際友好の損害であった。存置となったのは、西郷隆盛像・楠木正成像・大村益次郎像や北白川能久像など皇室関係のもののように条項に該当しない上に、明治時代の美術品としての価値を認められたもの、和気清麿像のように単に通牒の条項に該当しないとされたものに分かれた。

2) “戦犯”としての銅像

GHQ による戦後の銅像の処理に関して、1947 年 2 月 18 日に中国大使館より GHQ へ文書が送付され、東京都芝区の《肉弾三勇士像》と靖国神社の灯籠の浮彫《日本海海戦・1935》《肉弾三勇士・1935》を撤去すべきという内容であった。26 日には中国大使が中央連絡事務所総務課長を訪問し、中国の新聞社代表の訪問が予定されており、軍国的な銅像等の存在が将来の中日関係の障害になるとの見解が示された。急遽、撤去の準備がなされ 3 月 3 日の CIE の報告では、肉弾三勇士像は撤去され、靖国神社の浮彫はセメントで埋められた。

審査委員会で撤去が決まった日露戦争関係の銅像等とこの中国の要求の例から考えられる事は、銅像等の撤去に関しては「他国への配慮」という背景が大きな位置を占めていたことである。GHQ は、中国・ソ連との関係を重視していた。例えば、1948 年には明治神宮聖徳記念絵画館の壁画の中で日清・日露戦争での戦闘場面を描いた 3 点の作品の撤去を命じている。銅像の撤去理由に「日本人に敵愾心を生じさせることを防ぐ」とあったが、現実的にはそれ以上に「他国からの非難を避ける」という目的があったのである。

中国からの抗議は GHQ の政策に影響を及ぼした。6 月 7 日に GHQ の参謀長が CIE に軍国主義的な記念碑が残されている理由を問いただし、非軍国主義化計画を報告するように指示を出した。これを受けて CIE は、「翌年（1948 年）1 月 1 日までに記念碑等の脱軍国主義化を終了させることができる」と思

えない。日本政府の記念碑移動に関する通牒は軍服を着た全ての像を移動させるほど包括的ではない。そうするには日本政府への指令が必要だが、そういう指令は日本文化破壊という占領軍に対する非難を生むかもしれない。実際の記念碑の移動は予算の問題で遅れている。東京都が他の地域の指針となるだろう。記念碑や彫像の移動を要求した通牒の実施については完全に満足のいくものではない。役人は皇室関係者や帝国建設に顕著な功績を残した個人を記念した記念碑や彫像の移動を非常に嫌がっている。ぐずぐずしていることの言い訳ばかり言いがちだ。日本政府の通牒は六ヶ月にわたる協議の末作られたが、個人所有のものには適用されず、軍服の人物や芸術的価値があるものなど多くの彫像が残ることを許すように解釈されている。問題は軍事的な外見だけで軍国主義的といえるかどうかだ。軍国主義に対する貢献は大きくないのに軍服で表現されている高官や、民間の服装で描かれた明らかに超国家主義的な人物がいる。撤去審査委員会の討議は外見が最も重要な要因と考えられていないことを示している。日本の役人には調査や移動計画に要する時間の余裕がないようなので、監督を強化することを計画している。定期的な実施報告が要求される。対象となる記念碑や彫像の移動を促進したり、現在の通牒の範囲を広げたり、地方の役人に状況の緊迫性への注意を促すには日本政府への指令が必要かもしれない。もちろん、占領軍に過度の敵意を抱かせないように注意を払わなければならない。日本人にとって偶像破壊的に見える運動からは、特に戦死者の記念碑に関しては反占領的感情が容易に動員される。実際、偶像破壊的運動は容易に意図と反対の効果を生んでしまいうる」。¹³

上記の文書から以上のことが集約される。①GHQ は銅像等の非軍国主義化のため、様々な調査に基づき占領政策への悪影響を防ぐために表面に出ずに日本政府の背後で政策を遂行する。②日本政府の役人

は銅像を残すことに懸命で、GHQ は監督を強化しようと考えているが、日本国民への GHQ に対する悪感情を醸成することを嫌い、指令を出せない。③しかし、役人が残置に懸命になっている銅像は殆ど日本国民の関心を呼んでおらず、識者も反対していない。④日清・日露戦争を現す銅像・記念碑を撤去するなど、ロシア・中国への配慮が見られる。⑤あからさまに軍国主義的な銅像・記念碑は撤去されたが、当時の人々にとって「どうでもいいもの」は残置された。

1950 年 1 月の CIE 報告では、「5613 点の記念碑・彫像のうち、354 の彫像は撤去され、890 の記念碑と 17 の彫像はあまり目立たない場所へ移動され、908 の記念碑と 29 の彫像の外観は変更されるか、あるいは銘が変更された」。¹⁴

まとめ

我が国のみならずヨーロッパ各国でも、戦後は個人的な英雄の戦勝記念碑は公共的な場から消え去ってしまう傾向にあった。それまでの記念碑が、無名の兵士の群像となりまた、戦争を嘆き悲しむ反戦を象徴する像となることもあった。

戦争中の銅像に代わって昭和 24 年頃から新時代に相応しいとされた記念像が建ちはじめた。戦前・戦中のような個人的な顕彰を意味する作品ではなく、「愛」「自由」「平和」を謳い、人類普遍の幸福を希求する象徴としての裸体像などが多く制作された。さらに近年では二ノ宮金次郎像の復活が各地で見られるようになった。

学校や企業などの内庭に建てられるような記念碑的な銅像は今後も変化することはないであろうが、公共的な公園や広場からは個人的な英雄の銅像は一般的ではなくなり、代わってコミュニティの場としての公園や広場に相応しいとされる銅像や屋外彫刻が制作されるようになった。対して、所謂独裁国家と呼ばれる国では、現在でもその指導者の像がシン

ボルとして制作され、機能しているが、ひとたび政変が起これば、その銅像も破壊、撤去される運命にある。銅像の行く末は、神のみぞ知るである。

- ¹ 佐藤道信『境界の美術史』ブリュッケ、2005 年、242 頁。
- ² 北澤憲昭『眼の神殿』美術出版社、1989 年、140-145 頁。
- ³ ヴィンチェンツォ・ラグーザ(1841-1927):シチリア生まれのイタリア人彫刻家。大熊氏廣、藤田文蔵らが塑造や石彫の技術を学んだ。
- ⁴ 荻原守衛「早稲田文学」1909 年 11 月所載。『彫刻真髓』中央公論美術出版、所収。
- ⁵ 荻原守衛「東京市の銅像を論ず」『彫刻真髓』中央公論美術出版、所収。
- ⁶ アドルフ・フィッシャー「変容する日本美術界(3)」『近代画説』第 3 号、1994 年。
- ⁷ 吉田千鶴子「西郷隆盛の銅像」『うえの』1990 年 1 月号。
- ⁸ 高倉テル「青銅時代」『中央公論』1941 年 11 月号。
- ⁹ 「銅像はお代りを造って」『大阪毎日新聞』1941 年 10 月 9 日、夕刊。
- ¹⁰ 「将軍の銅像」『読売新聞』1945 年 6 月 10 日。
- ¹¹ 中村伝三郎「銅像—その時代的背景—」『月刊文化財』第一法規、1969 年 4 月号、31 頁。
- ¹² GHQ/SCAP 文書 CIE06763(国立国会図書館・マイクロフィッシュ版)(増子抄訳)
- ¹³ GHQ/SCAP 文書 CIE00110(国立国会図書館・マイクロフィッシュ版)(増子抄訳)
- ¹⁴ 『GHQ 占領史 21 宗教』日本図書センター、2000 年、22 頁。

体制移行と政治過程における政治行動の指針に関する一考察

井上 隆
日本国際情報学会

A study on the guidelines of political behavior in transition of systems and political process

INOUE Takashi
Japanese Society for Global Social and Cultural Studies

This review studies political behavior for democratization in transition of systems and political process. Elements of political actors in transitions of systems and political process are qualities, number, directions of movements, and so on. It is necessary to control those elements appropriately in relative political power relationship and political behavior for democratization.

1.はじめに-先行研究の概況

現代日本の政治学における政治過程論は民主制を中心とする体制内の政治行為と政治変動等を主たる対象とするものである。一方、体制移行論と体制転換論は革命やクーデターを含む旧体制から新体制への移行を研究対象とする。統治権力の空白期に対する研究は、政治過程論としてはその範疇を超える部分が多い一方、体制移行論と体制転換論には研究のフレームワークとして、より有効性が認められる。

体制移行と体制転換に関する先行研究としては、80年代後半からのソ連・東欧の社会主義体制の崩壊と資本主義体制への移行や中国の資本主義市場導入等を主対象とする経済学上の研究が多く、最も進んでいる。政治学においても20世紀末のソ連・東欧の体制移行過程やロシア革命、ナチスの権力掌握過程等の事例研究が主流となっている。また、革命やクーデター、反乱、国家の分離独立等の政治行動の分類に沿った比較研究もある。しかし、体制移行と体制転換の過程における政治行動の諸条件や諸要素を対象とする理論研究は少ない。むしろ、国際社会というアナーキーな政治環境での政治的事象を研究対象とする国際関係学において、体制の興亡の過程を理論化した研究が多い。

そのような体制移行と体制転換に対する政治学の研究状況において、体制内の政治過程に留まらない

民主化の理論研究は政治過程論を包含した最も有効な研究の土台となりうる。特にリンス (Linz, Juan José) の権威主義体制と民主化の研究は全体主義体制・権威主義体制・民主主義体制の間の体制移行を民主化という点から焦点を当てたものであり、権威主義体制という概念を定着させた。それは中南米とヨーロッパを中心とした比較研究を通して、体制移行の理論的一般化を指向していたと言える。¹また、体制移行と体制転換における政治行動論としても、現在のところ最も総合的な先行研究だと言える。当研究も政治変動の方向性を規定する上で、リンス等の民主体制の崩壊を含む民主化理論を基盤とし、体制移行と体制転換を考察する。

¹ Linz, Juan José, *The Breakdown of Democratic Regimes: Crisis, Breakdown, and Reequilibration*, Johns Hopkins University Press, 1978. (リンス, J. 著, 内山秀夫訳『民主体制の崩壊—危機・崩壊・均衡回復』岩波書店, 1982。) Linz, Juan José and Stepan, Alfred, *Problems of Democratic Transition and Consolidation: Southern Europe, South America, and Post-Communist Europe*, Johns Hopkins University Press, 1996. (抄訳: 荒井祐介・五十嵐誠一・上田太郎訳『民主化の理論—民主主義への移行と定着の課題』一芸社, 2005。)

2. 体制移行過程と政治過程の諸要素

2.1 体制移行と体制転換の概念

体制移行 (transition) と体制転換 (transformation) は政治学の概念として、未だ厳密に定義が定着し、区分されているとは言えない。一般的に体制移行が社会主義体制等から資本主義体制等へという民主化過程を指すのに対して、体制転換は民主制に収斂しないあらゆる体制の交代と規定されている。²また、体制移行が経済社会体制の転換を伴わない政府の比較的短期の資本主義化・民主化過程であるのに対して、体制転換は経済社会体制の抜本的で広範な制度転換を伴う体制の交代であるとも捉えられている。³

当研究はあらゆる体制間の交代の過程を対象とするが、民主化への適切な政治行動の指針の導出を試みるという点で体制移行論に沿った政治行動論と政治戦略への論考である。そして、体制移行論の観点から体制内の政治過程を包括するのは、それがより民主化へ向けた政治行動論の総合的なフレームを提供するからである。

2.2 体制移行過程及び政治過程における諸要素

体制移行過程を形成する要素には通常政治過程と同様に経済、社会、文化、地理、気候等の様々なものがあるが、最も重要なのが政治的アクターであることは言を俟たない。政治的アクターの分析には様々な基準や分類がなされてきたが、その諸要素を抽象化し、質、規模、数、運動の方向性、強度とその速度等に分類できる。

(1) 質・数・規模・強度

政治的アクターは政治的存在として政治行動を行うが、その政治イデオロギーや地域性、文化等の諸

相を質的な要素として、捉えられる。そして、それらの要素の中のあるものは民主化の程度を計る対象となる。また、政治的アクターは、大は国家や政党から、小は家族や個人まで単位として細分でき、単位によって、数が異なる。それら政治的アクターはそれぞれ質や規模、強度等の諸要素を持つ。

(2) 政治的アクターの諸要素の変化と政治行動の方向性

政治的アクターという政治的存在と政治行動は政治学の一般的な政治体制の分類に従えば、全体主義体制と民主主義体制という両極の間に段階的に位置づけられ、それが民主化の程度として計られる。権威主義体制は通常、その中間に位置すると考えられている。政治的アクターという政治的存在とその政治行動はどちらかの極への方向性と速度を持ち、質、規模、強度、生起消滅と分離統合によるアクター数の増減等の変化に伴い、両極間を移行する。この変化を伴う多様な移行過程をリンスは移行経路と呼んでいる。

(3) 民主化による成長性

全体主義体制から民主主義体制へという政治発展の方向が現代の先進民主主義国家の政治的合意となっているが、それは民主主義体制が他の体制に比較して、社会や経済、文化等の高い成長を伴うと考えられているからである。実際、20 世紀後半の社会主義体制の衰退と崩壊は資本主義体制に比した社会主義体制の経済的劣位を実証した事例である。このように全体主義体制と民主主義体制という両極を政治的アクターでもある国家あるいは体制が移行するにつれて、国家と社会全般の成長率が変化する。

政治学的に言えば、民主主義体制あるいは個人と人権の保護を制度化した自由主義的民主主義体制が社会全体と最大多数の最大の成長をもたらすので、政治的正義の根拠となるとされる。しかし、最大の成長を目指す期間や対象については、政治的・経済的に明確に合意がなされておらず、敢えて言えば見通せる限りの遠い未来における世界全体の最大成長が合意目標となりうるとうしか言えない。また、この民主化による成長性は後述するように、政治行動・

² 市川顕・稲垣文昭・奥田敦編著『体制転換とガバナンス』ミネルヴァ書房、2013、まえがき iii-iv 頁。

³ 中兼和津次『体制移行の政治経済学：なぜ社会主義国は資本主義に向かって脱走するのか』名古屋大学出版会、2010、23-24 頁。中兼は体制移行と体制転換の違いも変化の速度や範囲等の違いであり、質的に明確な差異は認められないとし、本書においては体制移行と言う用語に統一している。

政治戦略の重要な要素となる。

3. 政治行動の原理

3.1 目的・手段・主体・対象

政治行動の目的は各政治的アクターの持つイデオロギー等により、多様であるが、上述の一般的な政治学上の体制比較に則れば、全体主義体制と民主主義体制という両極のいずれかへの方向性を持っている。また、政治行動の手段は政治過程論では投票や議会活動、宣伝、社会運動等が代表的なものであり、体制移行論では革命や反乱、クーデター、テロ、謀略等も含む。その主体は全体主義体制、権威主義的体制、民主主義体制に分類しうる体制あるいは国家そのものと政党や個人までに及ぶ全政治的アクターである。そして、その対象はそれらの政治的アクターに加え、あらゆる社会組織、集団、個人等である。

3.2 政治行動の一般的な原理

政治行動は経済行動と同じく、あらゆる資源の配分を伴うコストと収益という基本原理に則っており、各政治的アクターは一般的に勢力の拡大をはかり、競合する。そして、それらの複数の政治的アクター間及びその政治行動の対象との相互作用と力関係の変化が生起する。

しかし、政治行動は経済行動等の社会的行動とは質的に違うものである。政府の政治行動においては権力による強制力を伴い、対象が一律的であり、限定されない性質がある。そして、政府以外の政治的アクターの政治行動にも同質の強制性がある。したがって、政治行動は少なからず、全体主義的な政治行動の要素と効果を持ち、政治が必要悪と言われる所以となっている。以下、そうした基本原理と性質を持った政治行動の諸原理を列記する。

(1) 政治的アクターの力関係と諸要素、諸状況に基づく、一般的な政治行動と政治力学

政治的アクター間とその政治行動の対象との間には力関係があり、一般的政治行動としては強者には恭順や屈従がなされ、弱者には支配や許容が行なわれる。力関係が伯仲する場合に争いが生じやすいが、一時的なものにしる、力関係の優劣に従って勝敗が

決する。したがって、一般的に力関係が優位にあることにより、政治的アクターの政治目的が達成可能となる。

それらの力関係は各政治的アクターの諸要素の相互関係から形成され、それらの力関係を軸として、各政治的アクターの諸要素と他の諸状況によって、多様多様な政治行動が行なわれる。通常、政治的な同質性は同盟関係を、異質性は敵対関係を形成するが、宥和的行動や敵対的行動等の基本的な政治行動の選択にも、他の諸要素の状況やそれらに対する判断が影響する。例えば、相対的に小さい敵対勢力はその危険性が低いことから攻撃を猶予されることもあれば、逆に相対的に大きな敵対勢力に対して支配権をめぐる、敵対的行動を選択する事もある。また、同規模の敵対勢力でも、長期的な運動の方向性の変化に対する予測の差異から、対応に違いが起こりえる。このように政治行動は全体の各政治的アクターの力関係と諸要素、他の諸状況の中で、相対的に決定されるべきものであり、それらを考慮しない個別的な決定は不適切である。そして、政治的アクターの諸要素を正確に評価判断することが有効な政治行動の前提となり、その判断力自体が政治的アクターの力の一部となる。

(2) 政治行動における漸進性と妥協

政治行動は目的達成に向かう上で急進的なものと漸進的なものに区別しうる。しかし、全ての改革は現状を対象とし、条件とする事から、漸進的な政治行動は一般的に安定性と合理性をより高く持つと言える。革命やクーデター等の政治的手段よりも体制内改革の方が、成功率が高いのもこのためである。政治行動における妥協と同じく漸進的政治行動の大半も政治過程論の範疇で扱われるものとなる。政治行動における妥協は相対的な力関係における劣位や目的達成への力不足等から行なわれるもので、漸進的な政治行動に加え、長期的な利益の観点に立った限定的な後退・縮小を行う政治行動、現状維持を意図した政治行動等が含まれる。

政治的アクターでもある政府の政治行動あるいは政策について言えば、現状維持的な政策には安定化等の肯定的な面もある。しかし、長期に渡って民主

化の進まない民主主義体制は、頑強な権威主義体制と同様に漸進主義的な民主化を行う体制とは異なる現状容認、現状維持の体制であると言える。それらの多くは権威主義体制との間に位置する中間的体制であり、さらなる民主化を指向しない民主主義体制は民主化の停滞をもたらすという点では、民主化を阻む全体主義体制と権威主義体制と同じ抑圧的な体制である。⁴

力関係上、劣位にある政治的アクターが現状維持等の妥協と漸進的政治行動を行なわざるを得ない状況にある場合は、それらは合理的政治行動と言える。しかし、力関係上、優位な政治的アクターによる敵対勢力への宥和政策や妥協的政治行動こそ、通常はより有効性を持つものである。そして、不必要な漸進性と妥協は遅滞した政治行動であり、政治的アクターの勢力とその成長の低下をもたらす。したがって、妥協と漸進的な政治行動が適切な状況で行なわれるものであるか適確な判断と評価が必要である。⁵

⁴ 田中愛治監修著、久保慶一・河野勝編著『民主化と選挙の比較政治学：変革期の制度形成とその帰結』勁草書房、2013。本書ではその権威主義体制下での選挙と民主化後の民主主義体制の諸事例に対する研究において、選挙と民主化がもたらす民主化と逆行した政治状況も分析対象としている。

⁵ 岩崎一郎・鈴木拓「急進主義対漸進主義—移行戦略論争の体系的レビュー」一橋大学経済研究所（IER）、ディスカッションペーパー、A612、2014年7月、<http://www.ier.hit-u.ac.jp/Japanese/publication/dp2010.html>、3-7頁。一橋大学経済研究所編『経済研究』66（1）、岩波書店、2015年1月、<http://hermes-ir.lib.hit-u.ac.jp/rs/handle/10086/27503>。この論文では、「移行経済論」（transition economics）における移行戦略論争あるいは急進主義対漸進主義論争に寄与した1989年から2013年に発表された135点の先行研究を漸進主義派と急進主義派に分類したところ、文献全体の69.6%を漸進主義派が占め、急進主義派は20.7%に過ぎず、残りは中立派であった。漸進主義派が多数を占める要因としては、80年代以降の中国の漸進主義的な市場経済導入の成功とソ連崩壊後のロシアの2000年代前半までにわたる経済の不安定化が大きな判断要素となっていると

（3）負の政治行動と非民主的政治行動

状況によって、不本意ながら行う、政治的アクターの本来の政治行動とは大きく異なるか、逆の方向性を持った政治行動を負の政治行動と仮に名付ける。例を挙げれば、全体主義体制下で国民が強制的に政治的支配者に支持を与える政治行動である。それは妥協よりもさらに後退した政治行為と言えるが、相対的な利益や損失の回避を目的としている。

民主的政治アクターが行う負の政治行動は、多くの場合、民主化と反対の方向性を持った非民主的な政治行動となる。民主制国家による最も典型的な負の政治行動は戦争である。戦時体制は民主制に反する国家主義的・統制主義的な制度であるが、敵国への対抗上、民主制国家でも制限的に導入せざるを得ない。また、他国に対する軍事的圧力や経済制裁、交易制限による封じ込め政策も平和主義や自由貿易等を原則とする民主化に反する負の政治行動である。

国内の政治的アクターも政治権力奪取や政権基盤の不安定化、弱化を目的として、革命や反乱、クーデター、サボタージュ、ストライキ等の非民主的な手段による敵対的政治行動を行う。民主的な政治的アクターによって、行なわれるそれらの非民主的な敵対的政治行動も負の政治戦略と位置づけられる。コーンハウザー（Kornhauser, William Alan）は反乱を市民権の拡張に資するものとそうでないものに分類している。⁶一方、リンスは民主政をより民主化しよ

考えられる。しかし、2000年代後半以降のロシアの経済回復と今世紀に入ってから中国の国際関係上の脅威の増大を考え合わせるとき、急進主義派の指摘する冷戦時代への後戻り抑止、国内改革派の生き残り戦略という政治的な論拠（5頁）に対して、漸進主義派の多くの分析は短中期的な経済的視点に偏っていたと言える。

谷聖美「第2章 インクリメンタリズム」白鳥令編『政策決定の理論』現代の政治学シリーズ①、東海大学出版会、1990、37-64頁。

⁶ ロバート・A・ダール、高島通敏・前田脩訳『ポリアーキー』三一書房、1981、174-182頁。ダールは協調的競争関係を民主政の代議制の基盤とし、「妥協の美德と可能性への信念が、多くのポリアーキーで支配的であるということは、明らかである。その精神は、アメリ

うとする反乱等の非民主的手段による行為は専制支配への道を開く危険性が高い事を指摘している。特に民主的制度を制限的に導入した権威主義体制に対する非民主的手段による政治行動の条件と基準は複雑である。⁷

投票行動は戦略的投票行動等により、最も負の政治行動が明確になる政治行動の一つである。制限付きの民主的制度を導入している権威主義体制や全体主義体制においては、その民主的制度が非民主的なほど投票行動は例外的にしか正しい政治行動とならず、負の政治行動となる事が多い。多党制を禁止したり、体制翼賛型野党による擬似多党制的な制限された民主的制度下では本来の政治意思を反映する通常の投票行動は望めない。したがって、棄権や白票投票、大規模な棄権運動である投票ボイコット等の本来の民主的政治行動に反する政治行動を行う場合も生ずる。

また、通常の政治行動を行なえる状況において、あえて、負の政治行動を積極的に行う場合もある。それを積極的な負の政治行動と呼ぶことにする。それは敵対的な政治行動として行なわれる事が多いが、表面的には敵対勢力の望む方向に沿った政治行動となる。しかし、実際には敵対勢力の拡大を妨げたり、勢力縮小を目的とした政治行動である。具体的な例を挙げれば、敵対する国家を意図的に非民主的な方向へ向かわせたり、危険な政治行動へ誘導し、自滅を促したり、独裁政権を黙認する事でその国家の成長や拡大を中長期的に封じ込める等の謀略的な国家戦略である。

権威主義体制等に対する民主化支持政策は民主的な政治的アクターにとっては本来あるべき政治行動であるが、結果として、地域の不安定化や内戦、さらなる独裁政権の出現を招いた事例が多い。一方、

積極的な負の政治行動である独裁体制の消極的な黙認や封じ込め戦略は一種の安定化政策であるとともに、中長期的な体制弱体化政策でもある。比較的短期間に行なわれる積極的な敵対的政治行動が失敗する可能性があるのは、敵対勢力が一定の反発力、反撃力を持つからである。しかし、時間をかけた封じ込め戦略や支配への浸透を行なえば、反発を抑制しつつ、勢力を漸減し、無力な規模まで縮小させることが可能となることがある。このように敵対する政治的アクターの反発力や規模の変化とその速度等を条件として、負の政治行動を含む政治行動・政治戦略を柔軟に選択することが有効である。⁸

4.民主化へ向けた政治行動の指針

4.1 民主制国家の政治目的-民主化と体制の規模

上述したように現代の先進民主主義国家の政治目標は民主制の進歩であるが、同時に自由主義的民主制と規定されているように自由主義的な要件も伴う。自由主義は国家による個人に対する規制と制限を最低限に抑えるという思想である。そして、国家あるいは体制の規模は自由主義と民主制との相関で決定すると考える事ができる。民主制は市民の政治参加の平等性を指向するものであり、一方、自由主義は国家規模の最小化を指向するものであると、両者の原理を単純化するならば、政治参加の平等性を通して、経済社会的な機会の平等と公正な結果を実現する範囲において、国家規模を最小に制限しようということになる。

この視点に立つと民主化において、無制限な政府の規模拡大は許されず、自由主義の規定による国家規模の最小性あるいは最適性が条件として付される事となる。経済社会的な結果の平等を無制限に追求する事によって、民主制は社会主義化する。民主制

カ政治の革新をなしてきた。それなくしては、スイスの体系は機能しないだろう。政党が選挙と内閣構成において、厳密な競争の戦略をとっているイギリスでは、妥協精神によって協調が促進されている。」(181-182頁)と述べている。

中野実『革命』東京大学出版会、1989、248-249頁。
⁷ J.リンス著、内山秀夫訳『民主体制の崩壊—危機・崩壊・均衡回復』岩波書店、1982、251-269頁。

⁸ ロバート・A・ダール、高島通敏・前田脩訳『ポリアーキー』三一書房、1981、252-265。ダールは抑圧体制あるいは混合体制におけるポリアーキーに向けた改革のための政治戦略として、体制と改革派等の衝突する政治アクター間の相互保障、一定以上の強力で果敢な行政権、分裂的でなく統合的な政党政治、地方の代議制政府の発展を挙げている。

における複数政党制を法的政治的に制度化しても社会主義体制あるいは国家社会主義体制という全体主義体制は可能である。それは複数の極左政党か複数の極右政党により議会在寡占されていれば実質的に多様な政治行動を制限できるからである。⁹政府規模を制限する自由主義の原理が確保されていない場合、このような民主制のジレンマとも言える現象が起こりうる。民主制のジレンマを言い換えれば、効用・厚生を選好の集約化、画一化を行う政府による全体的決定が帰結主義的な適正値を無制限に超えて、行なわれ、施行される事である。しかし、政府規模の制限を伴った自由主義的な民主化の進展によって、政府の強制力によらず、経済社会的な機会の平等と公正な結果が社会において自律的に実現されるならば、その程度に従って、自由主義の要件である政府規模の縮小もさらに進展するという展望も成り立つ。それは強制性を伴った政治行動が漸減的に縮小していく事でもあり、自由主義的・民主的な政治行動の目的が民主化の進展とともにそれ自体の最小化にあるということの意味している。¹⁰

4.2 民主化へ向けた政治行動の基本戦略

政治的アクターはそれぞれに異なる質や規模、方向性、運動の速度等の要素を持った多数の主体であ

⁹ Linz, Juan José, *Totalitarian and authoritarian regimes*, in F.I.Greenstein and N.W.Polsby, eds. *Handbook of Political Science Vol.3, Macropolitical Theory* (Reading, Mass., Addison-Wesley, 1975), pp.175-411. (高橋進監訳『全体主義体制と権威主義体制』法律文化社、1995。) 邦訳 15-16 頁。リンスは民主主義体制と非民主主義体制の区別が単一政党制と複数政党制と必ずしも一致しない事を、擬似複数政党制を例に挙げながら指摘している。

¹⁰ Rawls, John, *A theory of justice*, Cambridge, Mass., Belknap Press of Harvard University Press, 1971. (矢島鈞次監訳『正義論』紀伊国屋書店、1979。) 本書でロールズは功利主義・帰結主義に拠らず、社会契約論的アプローチから、自由主義的民主制国家における社会政策の基準として、格差原理を主要な指針に挙げているが、政府の規模や政策予算等の明確な基準となるものではない。

り、個別の政治的アクターの有効な政治行動もそのような全体の各政治的アクターの諸要素を条件として、決定される必要があることは上述した。この政治行動の基本原則に則って、民主化へ向けた政治行動を決定することが民主化への基本戦略において必要条件となる。

もし、膨大な諸資源を持ち、相対的に優位な状況で、民主化に向かい、拡大し、統合する政治行動の選択が常に行なえるならば、政治的な戦略論は不要である。しかし、現実の様々な制約のある諸状況下では 3.2 の (2) と (3) で述べたように、時に長期的な視点に立って、全体主義体制の極の方向への後退や政治勢力の規模の縮小等の妥協や負の政治行動も選択せざるを得ず、多様な局面での多様な決定を伴う戦略論が必要となる。これが苦痛に満ちた矛盾を通してしか、政治的進化は遂げられない政治行動の困難性と行動選択における混乱の大きな原因である。したがって、民主化へ向けた政治的対抗力を形成する上で、負担を軽減する政治行動の戦略と方法を見いだすことが求められる。以下にその戦略と方法の一部として、有効と思われる幾つかの主要な政治行動を挙げて分析する。

(1) 民主化の程度の違いを利用した政治行動

2.2 で述べたように政治的アクターとその政治行動の各要素には人や地理、文化、民主化の度合い等に見られるように差がある。それは体制と制度の支配力・浸透度も対象によって、程度が違うからでもある。また、政治行動以外の社会的・経済的・文化的行動も政治的影響力を持っている。そのようなことから、民主化の程度の高い政治的アクター及び非政治分野のアクター、そして、非民主的な政治的アクターの浸透度の低いアクターを選んで、有効な対抗力を形成しうる。また、敵対勢力や第三勢力に対する分断や懐柔等の政治行動を行う上でも、各要素における差異は重要な条件となる。

例えば、歴史上、見られるように体制を転覆させた反乱や現代のゲリラ戦は首都からの遠隔地で発生する事が多かったが、それは地理的遠隔による体制の支配力の低下を利用したものである。それら地域性に加えて、言語分布や民族分布、宗教、社会階層、

性差、年齢層等は政治的アクターの勢力形成や政治行動と政治戦略上の対象及び基盤となっていることが多い。それらの要素の民主化の程度の差に限らず、その差異や分断性は戦略的に利用できる。国家レベルの政治行動でも、独ソ戦や中ソ対立のような全体主義国家同士の戦争や敵対関係の利用は民主制国家が優位性を確立する上で重要な戦略的価値を持っていた。¹¹

(2) 政治勢力の広範な結集による対抗

全体主義的な政治的アクターにおいては集団化、組織化の程度が高い事は政治行動上も優位となる。それに対して、民主主義的な政治的アクターはその強制力の低い民主的な政治的特質のために一般的に全体主義的な政治的アクターに比べて、個人主義的で、集団化、組織化の程度が低く、政治行動上、不利である。しかし、民主主義的な政治的アクターは強制力と集団性が低くとも、広く浅く集合し、組織化することで対抗力を形成する事が可能である。それには全体主義的な政治的アクターが持つ以上の広範な組織力が必要となるが、民主制あるいは民主主義という組織的な政治的集約システム自体が有効なプラットフォームとなる。最良の例として、第二次大戦における枢軸国に対する民主制国家群の勝利も民主制が持つ、強制力が低くとも、広範な組織力を

¹¹ ロバート・A・ダール、高島通敏・前田脩訳『ポリアーキー』三一書房、1981、125-146頁、「第7章 下位文化・分裂形態および統治効率」。ダールは下位文化すなわち生活様式・政治思想・規範・同一化・忠誠心・組織・社会構造等を生み出す相違として、経済的階級よりも宗教・言語・人種・種族的集団・地域の重要性を指摘している。そして、これらの下位文化の多元性は公的異議申し立ての体系に必要とされる寛容と相互安全保障に危険な緊張を与えるので、ポリアーキーは下位文化的多元性はなほだしい国よりも比較的同質的な国に多く成立しているとし、下位文化の多元性の高い国における少数派の政治的統合性を重視する。これらは同時に下位文化の多元性に基づく党派性が非ポリアーキー体制、あるいは非民主主義的な政治的アクターの勢力拡張・維持の主要な基盤となってきた事を示しており、民主主義的な政治的アクターの側にとっても、下位文化の多元性とそれへの対応とその利用は政治行為の基本戦略の決定において、重要な条件となる。

基盤とした。

(3) 民主化による成長性

2.2の(3)で述べたように、民主化は成長性をも意味するので、民主化の度合いが高い程、その成長性も高く、それが対抗力ともなる。同時に民主化の極への偏差が大きくなるほど、その民主化の程度を持つ個人や集団も減少することから、政治的アクターとそれを支持する個人や集団による対抗力も低下する。したがって、この戦略も全体の中の相対的な力関係と勢力分布に従属している。

(4) 社会運動等の間接的戦略

全体主義体制と権威主義体制では国民の政治的意思の反映が制度的に限定されるにつれ、反乱や革命等の制度外の政治行動が選択されることが増えていく。民主制も制度としては選挙に国民の政治的意思の政治制度に対するインプットが集中されるようになっており、政党も議会主義を中心としている。したがって、議会を通した制度内改革が困難なほど、社会運動等を通した間接戦略の有効性が相対的に高くなる。

また、これらの社会的な政治行動とは別に、民主制国家では社会運動や社会経済的な変化が政治的に大きな影響力を持つようになってきている。例えば、国籍を持たない者が社会経済的な影響力を通して、国家に多大な影響力を持つ事も考えうるし、他国にあっても、通信を介して文化や社会、経済に大きな影響力を確立しうる。このような国境の内在化は政治制度と民間部門の進化の乖離が進み、国内に非制度的な社会圏と経済圏の範囲が拡大する状況の一端を示している。そして、自由主義的な政策による政府規模の縮小によっても、その民間部門への政府の支配がさらに弱化していく。このように民間部門の拡大により、相対的に旧弊な制度が縮小していく状況にあつては、民間部門あるいは社会運動を主体に制度改革を行う可能性も大きくなっていく。したがって、今後、世界的にも民主制において制度的政治行動より、社会運動等の間接的戦略の比重とその有効性が増していくと思われる。そのような政治行動の非政治化と非制度化は、自由主義的な政治行動の

最終的な目標である政治行動の縮小とも符合するものである。

5.おわりに

当考察の結論を以下の通り総括できる。体制移行と体制内の政治過程における政治的アクターの要素として、質や数、運動の方向性等が挙げられ、民主化に向けた政治行動と政治戦略においては、全体の中の相対的な政治的力関係の中でそれらの諸要素の適切な制御が必要である。その要件に加えて、民主化への政治行動の指針として、政治勢力の広範な結集による対抗力の形成や民主化に伴う成長性による対抗力の増大、社会運動と非政治行動による間接戦略の拡大等が挙げられる。

参考文献

- 市川顕・稲垣文昭・奥田敦編著『体制転換とガバナンス』ミネルヴァ書房、2013。
- 岩崎正洋『政治発展と民主化の比較政治学』東海大学出版会、2006。
- 川原彰『現代比較政治論：民主化研究から民主主義理論へ』中央大学出版部、2005。
- 田中愛治監修著、久保慶一・河野勝編著『民主化と選挙の比較政治学：変革期の制度形成とその帰結』勁草書房、2013。
- 中兼和津次『体制移行の政治経済学：なぜ社会主義国は資本主義に向かって脱走するのか』名古屋大学出版会、2010。
- 中野実『革命』東京大学出版会、1989。
- E. J. ホブズボーム『反乱と革命』未来社、1979。
- Dahl, Robert Alan, *Polyarchy; participation and opposition*, New Haven, Yale University Press, 1971. (高嶋通敏・前田脩訳『ポリアーキー』三一書房、1981。)
- Linz, Juan José, *Totalitarian and authoritarian regimes*, in F.I.Greenstein and N.W.Polsby, eds. *Handbook of Political Science Vol.3, Macropolitical Theory* (Reading, Mass., Addison-Wesley, 1975), pp.175-411. (高橋進監訳『全体主義体制と権威主義体制』法律文化社、1995。)
- Linz, Juan José, *The Breakdown of Democratic Regimes: Crisis, Breakdown, and Reequilibration*, Johns Hopkins

University Press, 1978. (内山秀夫訳『民主体制の崩壊—危機・崩壊・均衡回復』岩波書店、1982。)

Linz, Juan José and Stepan, Alfred, *Problems of Democratic Transition and Consolidation: Southern Europe, South America, and Post-Communist Europe*, Johns Hopkins University Press, 1996. (抄訳：荒井祐介・五十嵐誠一・上田太郎訳『民主化の理論—民主主義への移行と定着の課題』一芸社、2005。)

Rawls, John, *A theory of justice*, Cambridge, Mass., Belknap Press of Harvard University Press, 1971. (矢島鈞次監訳『正義論』紀伊国屋書店、1979。)

地域の統合と選挙制度に関する一考察

井上 隆
日本国際情報学会

A study on integration of regions and electoral systems

INOUE Takashi
Japanese Society for Global Social and Cultural Studies

Wide-area municipalities, such as states, can select integration and separation to/from nations based on over all profit and loss. Federalism is a national system that secures equality of political rights of states with respects to national integration. The election system, such as the single-seat constituency system or the large constituency system as well as the proportional representation system should be chosen according to roles of parliaments. In bicameral systems, although Lower Houses, which emphasize on population proportional seats distribution have predominance, Upper Houses should ensure political representation right of states or provinces.

1.はじめに-自治制度と選挙制度

90年代に冷戦は終了し、前世紀において、民主制国家群によって、左右の全体主義国家が退けられた。その結果、様々な国家制度が淘汰され、現代では民主制が主要なものとして発展しつつある。しかし、その民主制においても、議員内閣制と大統領制、ウェストミンスター・システムとコンセンサス・システム（多極共存型民主主義）等に別れ、未だ地域性や多様性を包摂した一つの理想的な民主制のシステムとしては収斂されてはいない。その大きな要因として、民主制において異なる自治制度と選挙制度が存在し、特に選挙制度は多種多様なものが併存している。日本においても国政レベルの衆参両院選挙だけで、3つの選挙制度が用いられている。斯様に選挙制度が未だに学術的に諸説入り乱れた状態にある大きな要因として、選挙制度を自治制度との関連で考察する研究が十分に深化していない事が挙げられる。そのような観点から当研究は自治制度における自治体及び地域と国の関係の観点から、民主制選挙の諸条件を検討しつつ、あるべき選挙制度を考察する。

2. 自治制度と地方分権における平等

2.1 自治制度の分類と国家制度

現代は地方自治の時代であると言える。歴史的にも中央集権から地方自治への流れが加速している。しかし、現代でも自治制度は国との関係において、国によって、大きく異なっている。日本やフランス等の中央集権的性格が強く、自治体が国の強い影響下に置かれる自治制度を持つ国は単一国家と分類される。一方、州と国の地位と権限が相互不可侵の国家体制は連邦制国家と呼ばれており、アメリカや英連邦加盟国のカナダ、オーストラリア、インド等が挙げられる。単一国家と連邦制国家の明白な違いは州にも立法権があるということである。また、学術上、国家あるいは邦や都市国家等の自立した政体が政治的共通機関を設けたものを連合型分権と分類するが、初期のECやスイスの前身たるヘルベディック同盟が例として挙げられる。さらに中央の本省が地方の出先機関によって、管轄の行政業務を直接施行する分権の形態を出先型分権と規定するが、連邦制国家と単一国家においても出先型の行政が行なわれていることがある。¹これらの国家制度あるいは自

¹ 岩崎美紀子『分権と連邦制』ぎょうせい、1998、2-9頁。

治制度を地方分権の程度で計れば、出先型→単一型→連邦型→連合型の順に高くなる。

2.2 地域の分離統合の基準と自治体の政治的平等

自治体あるいは地域の視点に立って、上記のような異なる地方分権の程度を持つ諸自治制度から最適な自治制度を選択する基準は何だろうか。仮定として、国家が自治体あるいは地域に対する国家統合への強制性が無かったとしたら、その自治体あるいは地域がその国家に残るか、国家として独立するかは、国家の提供する司法制度や安全保障等の行政サービス、経済や文化の変化等を勘案した全体的な損益を基準として決定するはずである。しかし、実際には現代の先進国でも確固とした国家の統合への強制性がある。そのような国による国家統合への強制力に対抗するためにも、連邦制においては立法府への代表権が平等なものとなっている事が多い。多くの単一国家でも自治体間の地位の平等が規定され、国と自治体の関係の平等も制度改革として目指されている。このように自治体あるいは地域が国家の自治制度を構成する上で、また国家統合を選択する上で、自治体間あるいは地域間の制度的な地位の平等が上位の条件となっている。それは選挙制度にも反映され、選挙区の議員定数の平等等によって、実行されている。

3.自治体及び地域と国政の関連から見た各選挙制度の特性

3.1 小選挙区制

現代のヨーロッパでは小選挙区制と比例代表制の並立・併用した選挙制度を採用する国が多いが、歴史的に小選挙区制は英米両国をはじめ、英連邦に属するウェストミンスター・システムの政治制度を持つ国家で多く採用されている。それらの内の先進国では一般的に政治制度外における政治過程が発達しており、それが二大政党に政治意見を集約する政治環境を形成している。それはまたそれらの国の社会に文化的、民族的な共通性が高いか、あるいは共通性のあるマジョリティーが存在することによると思われる。英連邦諸国にはアメリカと同様に連邦制を

採用する国も多いが、社会的文化的な同質性が連邦制を許容する基盤の一部となっている。

しかし、アメリカに見られるように、南北戦争以後も長らく、人種の宥和に失敗しており、さらに民族の多様性が高まるとともに、その二大政党制は政治的機能を低下させている。レイプハルトが指摘するように小選挙区制に基づく二大政党制は多元的あるいは多極的な社会においては民主的に機能しづらい。小選挙区制は古く伝統のある制度であるが、イギリスにおいても選挙区の区割りの是正等、選挙制度改革に長い年月をかけており、1999年の欧州議会議員選挙ではついにイギリスにおいても比例代表制選挙が導入されるに至った。多くの研究者に指摘されているように小選挙区制の最大の欠点は死票が他の選挙制度に比べて多い事である。特に二回投票制ではない相対多数代表制は最も死票が多い選挙制度と言える。また、選挙区において同じ政党からの候補者の多選が多く現れる。そのためスイング (swing) と呼ばれる勝利政党の変動が多発する一部の選挙区が選挙結果のキャスティングボードを握る事になる。また、政党間の得票率の小差が、てこの原理のように議席数の大差に繋がることから、二大政党の政権の交代も頻繁となり、同時に二大政党以外の政党の伸び悩みと弱小化の要因ともなっている。²

小選挙区制の性格を地域と自治体との関連で述べると、小選挙区制の利点の一つとして、他の選挙制度に比べて、地域として最小の選挙区設定が可能なことである。それはまた地域性を重視して、選挙区の範囲を小さくするほど、比例代表制や大選挙区制から小選挙区制に近づかざるを得ない事を意味している。そのため選挙区の議員定数が単一議席へと減っていき、死票が増えていくこととなる。また、小選挙区制では選挙区ごとの議員定数の差が無いが、選挙区という地域を人口や面積の差を捨象して画一的な政治的単位としてみれば、民主制の原則の一つである政治的権利の平等に合致していることになる。それは連邦制における州や日本のような単一国家の自治制度における市町村等の自治体の地位の平等と

² 川人貞史『選挙制度と政党システム』木鐸社、第1部、2004、19-78頁。

も符合する。そのため、アメリカの連邦議会の上院のように州の平等な合議体の形成のために小選挙区制が用いられている要因の一つともなっている。

3.2 大選挙区制

大選挙区制は1つの選挙区から複数の議員を選出する制度であるが、日本の衆議院で戦前から一度の中断を経て長期間に渡って採用されていた中選挙区制は選挙区の議員定数を3から5を中心に配分するものであった。現代では大選挙区制は主に先進国以外の諸国で採用されている。一般的に政党政治の発達した先進国においては、大選挙区制は比例代表制や小選挙区制と比例代表制の混合した選挙制度に移行した例が多い。そのようなことから、大選挙区制は小選挙区制と比例代表制に比較して、採用している国が少ない。

大選挙区制のデメリットとして挙げられるのが、小選挙区制に比べて、得票数が大きく、選挙区範囲が広いために議員と有権者との距離が遠くなることや非移譲式多数代表では死票が大量に発生するということもあるが、主な理由は高い選挙費用と金権腐敗、同政党候補の同士討ち等である。

しかし、有権者人口、選挙区、政党、候補者という選挙の主要な要素において、最も個人の候補者の関与する度合いが高いのが大選挙区制である。それは有権者の候補者個人への選択権をも尊重している事になる。比例代表制や小選挙区制では政党の支持されない無所属候補者の当選は極めて困難か制度的に不可能である。現代では議会等の政治制度内の政治活動と政治制度外の社会運動等も政党を中心としたものとなっているが、政党に政治権力が集中する程、有権者個人の政治意識との乖離が大きくなっている。特に先進国では政党は野党も含めて、国家や支配層、大企業、労働組合、マスコミ等との結びつきが強まっており、政治エリート化している。

そのような政治状況下で、世界的に既成政党への反発と政党を介さない政治勢力の結集の傾向が強くなっており、今後はさらにその流れは加速していくものと思われる。それは選挙制度の変更・改革としても顕現してくるだろうが、最も政党への依存が少ない大選挙区制が有権者の個人主義化した政治意識

と政治行動の受け皿として、拡がる可能性もある。また、広域自治体を選挙区とする大選挙区制、特に広域自治体の範囲より小さい中選挙区制は小選挙区制に次いで小規模であり、さらに複数名の議員を選出する事から、多様な地域性を反映するという点でむしろ小選挙区制よりも優れている。そして、大選挙区制の欠点である超過票を含めた死票の多さは移譲制によって補正できるものである。

3.3 比例代表制

比例代表制はヨーロッパを中心に多くの国で採用されており、票の格差を最小化しうる近代的な選挙制度である。それは選挙における人口比例主義に沿った選挙制度であり、下院の主要な選挙制度として相応しいものと言える。そのようなことから下院における比例代表制の導入状況を見る事で各国の選挙制度と議会制度の民主度を概観することも可能となる。比例代表制は全国区から広域自治体以下の規模の選挙区まで各規模において、行なわれているが、人口比例の点や候補者の選択枝の広さでは全国区比例制が最良のものとなる。広域自治体や日本の参議院選挙の地方ブロックのような地域ごとに分割された複数の選挙区制では、全国区比例代表制に近い人口比例によった定数配分が行なわれたとしても、有権者の候補に対する選択枝は全国区比例代表制より狭いものとなる。

比例代表制は現代の民主制において中心となる選挙制度ではあるが、大きな弱点も抱えている。それはその選挙区の規模が広域自治体以下の規模の選挙区から比例代表制の理想とする全国区へと拡大するにつれて、候補者個人から政党中心の選挙制度となる事である。言語や宗教、民族等のセクトに比べて、政党が今後も有効に政治意見と政治行動を集約する組織であり続けるとは限らない。政治的アクターの非政党化と政治行動の個人化も進んでおり、非拘束名簿制であっても、政党に依存した比例代表制に偏重した選挙制度が今後、最善のものではなくなるかもしれない。その場合は中選挙区制や州または広域自治体の単位を選挙区とする大選挙区制あるいは比例代表制を並立することで、候補者個人の政治的主体性を確保する必要があるが出てくる。

以上のように各選挙制度には一長一短がある。人口比例主義や地域の代表権というような選挙制度の原則を優先順位に従って実行する上で、各選挙制度の最善の組み合わせとバランスが極めて重要である。それによって、はじめて選挙制度を基盤とする民主制が実効性のあるものとなる。

4. 議会及び選挙制度と地域の代表権

4.1 議会の構成と選挙区の地域設定

現代の先進国では二院制（両院制）を採用する国が一院制を採用する国よりも多い。また、一院制において、比例代表制と小選挙区制の混合制を行なっている国も多い。したがって、大半の国が二院制か複数の選挙制度を国政において、採用していることになる。先進国では、イギリスは完全な小選挙区制である下院（庶民院：The House of Commons）による実質的な一院制である。また、代表的な二院制の国であるアメリカでは、その議会構成は州に平等な議席配分を行う上院と人口比例に基づいた小選挙区制を持つ下院によっており、小選挙区制の二つの選挙制度を採用している。

一方、日本においては、衆議院で小選挙区制と比例ブロックを選挙区とする比例代表制が一体的に並立されており、参議院では1人区を多く含む大選挙区制と全国を一選挙区とする比例代表制が採用されている。これらを選挙区の規模から見ると、衆議院小選挙区→参議院都道府県選挙区→衆議院比例ブロック→参議院比例区と、選挙区の規模設定が議会ごとに跛行的に拡大する形になっており、それぞれの議会でバランスを取っていると看做しても、地域の代表権の面では両院での整合性が取れていない。

地域の代表権を両院に分割して、反映する必要がある要因としては、上院において、地域の他に言語や宗教、民族、職能等のセクトに対する議席枠を設けるために小さな選挙区の設定が困難な場合等がある。ちなみにベルギーでは上下院で言語共同体への議員定数の配分制度が設けられている。戦後の日本の参議院全国区も地域を越えた多様なグループの政治的・代表権を議会に反映するという企図もあった。現代の日本の衆参両院では、地域の代表権か人口比例かという議会の役割分化が議会の構成に十分

反映されていないことが第二院である参議院の存在意義の低下を招く要因の一つともなっている。

4.2 上院と下院の制度的定義

上院は連邦制国家では地域代表の合議の場である事が多い。一方、多くの国で庶民院の出自を持つ下院では人口比例に沿った代表選出に重点が置かれている。議会における地域の代表権には国政に対する地域の政治的影響力の確保と多様な地域の政治的意見の表出という二つの要素がある。前者は主に連邦制の上院において州あるいは広域自治体の範囲の選挙区に対する平等な議員定数に反映されているし、後者は下院における小選挙区等の小さな選挙区からの選出議員によって担われている。また、アメリカとイギリスの国政選挙では連邦レベルの選挙区あるいは全国区は存在せず、地域ごとの細かい区割り可能な小選挙区制のみであるが、死票が多くなり、地域の代表権も不完全なものとなっている。比例代表制でも阻止条項や選挙区の範囲が広いこと等から、地域の代表権は議会において完全には確保されないが、小選挙区制に比べて死票が少ない事は地域の代表権の確保において重要な長所である。

自治体と知事、地方議会の国に対する一定の影響力が、中央議会における不完全な地域の代表権を補うという考えもあるが、自治体と知事、地方議会はいくまでも国とは別の行政単位とその首長、合議体であり、その国政への影響力は二義的なものである。これらのことから州や広域自治体の十分な政治的・代表権を確保した国政選挙の制度設計を行う重要性が分かる。

4.3 人口比例主義と地域の代表権の関係と議員定数及び改選制度

選挙において、人口比例を優先させる原則は人口比例主義と呼ばれている。地域の代表権か人口比例主義のどちらの原則を優先するかの問題も議会の議員定数規模が大きければ、重要性が低下する。しかし、先進諸国では概して100-600程度という各議院の議員定数制限があるので、選挙制度の設計は困難を極める。選挙制度において、平等な地域の代表権を重視する事は票の格差の是認でもあり、人口比例

主義に反する事になるが、第一院である下院で人口比例を重視し、第二院である上院で地域の代表権を重視する事で議会制度全体において人口比例主義の原則の優位を保っている国も少なくない。ただし、条約批准や国家体制の問題、自治制度に関する事は上院に対して対等の地位を与える国が多い。

議員定数100のアメリカの上院では票の格差が70倍程度と大きく、任期が6年と長い。³日本の参議院も任期が6年で3年ごとに半数が改選される。一般的に下院に比べて上院の任期が長くて定期となっているのは、熟議や継続性を要する条約批准や国家体制等の議題を上院の役割として担っているからであり、そのため半数や3分の1ずつの改選が行なわれている事が多い。しかし、半数や3分の1ずつの改選制度は必然的に議員定数を増加させ、選挙区の拡大によって、議員の地域性が低下する。

また、国際関係の流動化等の体制の基本に関わる政治環境の変化が激しい現代においては、長期の任期は有権者の最新の政治的判断との乖離を増大させる。そして、半数ずつの改選制度も実際には多くの多選者の存在とその議会における発言力の大きさから、議会の継続性という面では存在意義が低い。半数や3分の1ずつの改選制度を廃止した場合、同時選挙期間の上下両院の空白期間における緊急事態の問題が指摘されるが、同時選挙を禁止したり、議員任期を選挙後までに延長することで、回避できる。また、現代の政治環境でも条約批准等の重要議題の多くは長期間の審議を要するし、下院優位の議会制度下ではさらに上院の空白期間における政治的判断機能の脆弱性や危険性は低下する。よって、半数や3分の1ずつの改選制度を持つ上院ではそれを廃止することでも、選挙区における議員定数または選挙区数をも増やして、上院における人口比例の向上と地域の代表権を強化する事が可能である。

³ 三輪和宏「諸外国の上院の議員定数配分 ―憲法の規定を中心として―」『レファレンス』58(8)(通号691)、国立国会図書館、2008-08、http://www.ndl.go.jp/jp/diet/publication/refer/200808_691/069104.pdf、75頁。アメリカ上院の一票の格差は2006年の数値で70.79倍となっている。

4.4 自治体の層化構造と国政への代表権

連邦制における州はアメリカやカナダ、オーストラリアに見られるように植民都市の連合や、ドイツやベルギー、スイスに見られるように領邦等の歴史的な行政単位、宗教分布、言語分布等から発展成立した。それは小規模自治体や領域の諸地域の連合を基盤とし、国と隣国との関係において、自らの利益の維持・拡大を目的とするものである。

一方、単一国家における県等の広域自治体はフランスや日本に見られるように、中央政府が行政上の効率や地方への影響力の最大化を主要な目的に、国の下位の行政単位として、設定され、区割りにおいても中央政府の強い企図が反映されている。しかし、地方自治体にも州と同じく、地域の歴史的経緯や諸集団、経済的社会的な属性等の諸要素があり、それらはその区割りに反映されている。そして、中央政府は地方自治体の規模に合わせて予算や人員等を配分せねばならず、地方に対する意図的な分断策や貧困化政策を除いては、地方自治体の行政規模はその地域の実力の勢力に準じたものとなる。また、地方の自主財源化や民主化、分権の進展等の理由から、単一国家の地方自治体も、現代に近づくにつれて、連邦制の州と同様の自治原則に基づくものになってきている。

連邦制国家の多くの上院は州に等分の議員定数を割り振り、州の政治的権利の平等を定めている。ただし、人口が他州に比べて過少な場合はオーストラリアやスイスの準州のように議席配分を他州より、大幅に少なくすることもある。一方、日本のような単一国家における上院では連邦制国家よりも人口比例主義を重視する事が多いが、県等の広域自治体を範囲とする選挙区に最低議席を保障したり、人口過少の選挙区に有利に議員定数を配分したりして、連邦制と同様に上院における地域の政治的権利の平等を確保している。

しかし、州と広域自治体は層化された自治体構造、行政単位構造における国の次に大きい行政単位で、その下にも基礎自治体等の行政単位がある。日本では自治体は政令指定都市と東京都区部を除いて、都道府県と市町村という二層構造を持っている。州及び広域自治体と同様に広域自治体より下位の基礎自

治体の地域にも国政への代表権が与えられることもある。英米等の小選挙区制やかつての日本の中選挙区制も、広域自治体より狭い選挙区の範囲設定をしている。それらは恒常的に票の格差是正が行なわれないと人口過少地域に有利な議席配分となる。それでも極端な票の格差がない限りは州あるいは広域自治体単位で議席獲得数を集計すれば、都市部の人口過多地域に比較して、人口過少地域の議員数は少数となる。そのため、州あるいは広域自治体を範囲とする選挙区に対する平等な議員定数配分を行う選挙制度に比べて、州あるいは広域自治体より狭い選挙区による選挙制度における国政への人口過少地域の議員数あるいは代表権は相対的に小さくなる。

したがって、広域自治体よりも狭い選挙区設定をする選挙制度は、国政への人口過少地域からの議員数が人口比例主義に沿った全国区比例代表制もしくは広域自治体単位の選挙区制と、議員定数を等分した広域自治体単位の選挙区制との中間にあることが多いと考えられる。そのため、全国区比例代表制と議員定数が等分な広域自治体単位の選挙区制の並立に比して、それに小選挙区制を含めた三つの選挙制度を並立した選挙区制の存在意義は、地域の代表権の点では小さい。そのようなことから、基礎自治体等の国政に対する直接的な影響力の確保は自治制度や行政制度、他の参政権を通じて行う方が相対的に良いということになる。

4.5 政治的単位における政治的権利の平等

人口比例主義と地域の政治的代表権が相反することがあるのは、政治的単位として、個人と地域が共に認められ重要であるからである。現代先進国の選挙では成人男女に対して、一人一票が与えられている。しかし、それは全ての個人の政治判断力が平等であることを意味しない。そのため完全に平等な選挙権の確立には長い時間がかかった。先進国でも古い民主制の歴史を持つスイスでは、女性の連邦レベルの投票権が 1971 年まで実現しなかった。一人一票の平等は政治的判断力の平等に基づくものではなく、個人の多様な政治的な価値観の不可知性とその計測不能性を根拠とし、政治的弱者の最低限の政治的権利を保障するという消極的な理由による。このよう

な政治的弱者への平等な投票権は個人に限らず、例えば国連の加盟国による議決においても制度化されている。そして連邦制の人口や経済力等において格差のある州間の投票権の平等も、弱小な州の政治的な権利と地位を保全する事に主眼がおかれている。地域は一般的に言われる国家を構成する三要素の内の国民と領土という二つの要素を持っており、より強い代表権の確保が求められる。これが連邦制国家や上院において地域の代表権が確保されている主因である。

また、個人や行政単位、地域の他にも、言語グループや宗教グループ、分散して居住するマイノリティー等の弱小の有権者集団を政治単位として見る事ができる。今後、上院では地域の代表権の他にも、これらの有権者集団の政治的権利の平等をより積極的に確保する制度改革は考えられる。

5. 適正な選挙制度とは

5.1 公正な選挙制度の原則と適正な選挙制度のモデル

一票の格差と死票の最小化の原則の観点からは、小選挙区制は適正度が低い選挙制度であり、中選挙区制がそれに次ぐ。選挙制度の優先条件はまず人口比例主義の優先という原則に則り、一票の格差を最低限に抑える事であり、これは下院の優位として多くの国で確立している。そして、選挙制度全体の死票を可能な限り最小化する事である。これらの公正な選挙制度の原則を同時に満たす選挙制度は全国区比例代表制となり、第一院である下院の選挙制度に適用するのが適当である。また、政党によらない候補者の個人性も重視する場合は下院においては非拘束名簿式の全国区比例代表制や、州あるいは広域自治体単位等の移譲式大選挙区制等が適当となる。

しかし、地域の政治的的代表性を確保すべき上院では人口比例主義の条件は死票の最小化の条件に次ぐものとなる。もし、人口比例に基づいて、各選挙区に議員定数配分をした場合は、議員定数が少ない選挙区では死票が増え、優位政党の獲得議席率が高くなる。しかし、死票の最小化の原則を人口比例主義の原則に優先させるならば、各選挙区に等分の議席定数配分を行う事で、一票の格差は広がっても、各

党間の獲得議席率の差は、選挙区の議員定数に幅がある場合よりも小さくなり、上院における地域の代表権の確保とも合致する。

したがって、最も適正な選挙制度は、下院において非拘束名簿式の全国区比例代表制または州あるいは広域自治体単位等の移譲式大選挙区により人口比例主義を優先し、上院においては州あるいは広域自治体単位の議員定数を等分した大選挙区制や比例代表制等により地域の代表権を確保することである。

5.2 諸条件に伴う選挙制度の準適正なモデル

州内あるいは広域自治体内における地域性や多様性が大きく、それを反映させる必要がある場合は上院において、州内あるいは広域自治体内に中選挙区か比例代表制選挙区を設けることもできる。日本やアメリカのように州あるいは広域自治体の数が50程度の国でも、州あるいは広域自治体内の議員定員4程度で、2、3の中選挙区か比例代表制選挙区の実選制度であれば、上院の定数は500議席程度に抑える事が出来る。

言語や宗教、民族等の多様性や分断性が大きい場合、上院の全国区比例代表制にそれらのセクト別に議席を配分することもできる。もし、それらによって議会の議員定数が過剰となり、上院における地域の代表権が相対的に低下する場合は、人口比例主義等の諸原則を逸脱しない範囲で、上院と下院においてバランスを取った選挙制度の構成をすることになる。例えば、下院において各選挙区に人口比例に基づく議員定員配分をした上で、州内あるいは広域自治体内に中選挙区制か比例代表制選挙区等を導入し、地域の代表権を確保する選択肢もある。ただし、下院において地域の代表権を拡大する程、比例代表制等による人口比例の原則が相殺されてしまうので、下院における地域の代表権の補填にも限界がある。また、上記のような諸条件等による議会定数の関係から上院の選挙区の範囲が広くなり、下院に地域性を補填する場合は、下院において上院よりも狭い選挙区を設定することにも合理性がある。それはより狭い範囲の地域の代表権を議会に確保できるとともに、4.4で述べたように州や広域自治体等よりも狭い選挙区による選挙制度も州や広域自治体等に議員定

数を等配分した選挙制度より人口比例主義に沿っているからである。例えば、上院における地域の代表権が日本の参議院比例ブロックのように複数の広域自治体を束ねた選挙区制によって代表されているのなら、下院においては州あるいは広域自治体単位の選挙区制かそれより狭い選挙区が採用されることもある。また、上院が広域自治体の範囲を選挙区とすれば、下院ではそれより狭い選挙区制となる。これが日本の二院制で選挙区が跛行的に規模設定されている一因でもある。

このように上院の地域の代表権を下院が補填するとしても、下院においては、それによって導入した選挙制度の一票の格差と死票を最低限に抑えるとともに、可能な限り、全国区比例代表制や州あるいは広域自治体単位の移譲式大選挙区等を行うべきである。

6.おわりに

当考察の結論を以下に総括する。まず、国家統合への強制力が無い場合、地域は損益を基準として国家への統合と分離を選択する。そのため、国家統合には地域の政治的権利の平等を確保することが重要となる。そのような地域の政治的権利と人口比例主義の原則に沿って、選挙制度においては各選挙制度を議会の役割に合わせて選択すべきである。二院制における適正な選挙制度としては、比例代表制等による人口比例主義に則った下院を優位としつつも、上院では州あるいは広域自治体かそれ以下の規模の選挙区における比例代表制や大選挙区制等によって、地域の政治的権利を確保すべきである。

参考文献

- 岩崎美紀子『分権と連邦制』ぎょうせい、1998。
- 小滝敏之『地方自治の歴史と概念』公人社、2005。
- 川人貞史『選挙制度と政党システム』木鐸社、2004。
- 小林良彰『選挙制度：民主主義再生のために』丸善ライブラリー135、丸善、1994。
- 鳴海正泰『自治と分権の政治学：自治体改革の軌跡と展望』地方自治土曜講座ブックレット No.43、公人の友社、1999。

西平重喜『各国の選挙：変遷と実状』木鐸社、2003。
原口武彦『部族と国家：その意味とコートジボワールの現実』アジア経済研究所、1996。
三輪和宏「諸外国の上院の議員定数配分 一憲法の規定を中心として」『レファレンス』58（8）（通号691）、国立国会図書館、2008-08、http://www.ndl.go.jp/jp/diet/publication/refer/200808_691/069104.pdf。
山崎幹根『「領域」をめぐる分権と統合：スコットランドから考える』岩波書店、2011。

報告論文

(研究ノート : Research Report)

報告論文は審査・査読を行っていません。

政治とモニュメント

—マカオ返還における「友好」と「融合」—

日本国際情報学会
増子保志

一般にモニュメントは記念碑、記念物と訳される。語源はラテン語の記念物（monumentum）で、「気付かせる、想起させる」という意味の単語からの派生語である。特定の人物や歴史的、宗教的、政治的事件、思想などを記念して人々の記憶に留めるべく制作された作品の事を示す。

1999年12月の中国返還を前にして、ポルトガル・マカオ政庁は中国との友好を意図したモニュメントをマカオ各地に建てた。新口岸（新埋め立て地）の突端に西洋観音像、南湾の造成地には融和門という御影石の巨大な塔、ロドリゴ通りには鉄の塊のようなゲート状が道路をまたいでいる。空港には飛行機の形の記念碑、聖ポール天主堂跡の広場にはポルトガルと中国の男女の青年像、大掛かりな噴水などが制作された。

中国返還前に制作されたモニュメントは、次の9作品である。

① 融和門（Gate of Understanding）

1993年10月29日。

この記念碑には、中国とポルトガル、ひいては東洋と西洋の親密な協調への願いが込められている。

高さ40m、コンクリートと光沢のある黒花崗岩で出来ており、建造費は3000万Mop（日本円で約4億5千万）このデザインには、「天・地・水」を盛り込んでいる。



② 青銅彫刻

1994年6月10日。

ラゴア・モンリケス作。

聖ポール天主堂前広場にある2つの彫刻で製作費は200万Mop

1つは「少女と犬」がテーマで、犬を連れた少女が石の上に座っている構図になっている。（現在は撤去されていない）



2つ目は「若い男女」睡蓮を抱いている女性＝東洋を象徴し、男性はポルトガルを象徴している。2人の体を1つ輪が囲んでいる。
両方とも、中国、ポルトガル間の協調と平和のシンボルをイメージしたものとされている。

③ 睡蓮 (The Lotus)

1995年6月10日

ソアレス・ブランコ作

このモニュメントの片側は、ポルトガルの船、昔の航海士たち、ギア灯台、聖ポール天主堂跡が彫刻され、マカオに流入した西洋文化を象徴しているのに対して、反対側には中国のジャンク船（平底帆船）、観音、太極、廟が彫り込まれており、東洋の要素を反映している。



さらに、この両面の繋ぎ目は、マカオ政庁の花である睡蓮で飾られている。彫刻本体は、ポルトガルで制作され、完成後マカオに輸送された。

④ 東方アーチ (Orient Arch)

1996年6月10日

ズルミロ・デ・カヴァーリョ作

このモニュメントは、鉄・銅製のアーチで、制作費用は675万Mop（日本円で約1億1千万）

このアーチは、マカオを多様な文化の混ざり合う場所として表現されている。



⑤ 抱擁 (Embrace)

1996年6月



ポルトガルで制作された青銅彫刻で「ポルトガルと中国の古くからの友好」を表現している。高さ 6m、建設費は 290 万 Mop（日本円で約 4300 万）。

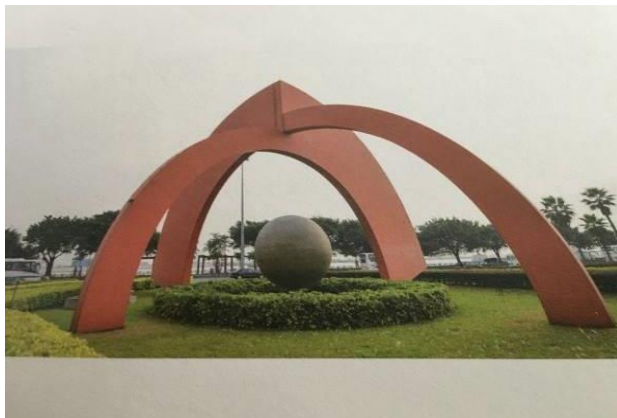
⑥ 永遠の握手 (Permanent Handshake)



1997年1月18日、ラウクアイビン作。
ポルトガル、中国間の関係を称えた記念碑。
高さ 7m、幅 4m、重さ 4t で建設費は 200 万 Mop（日本円で約 3000 万）。
この彫刻は、地元の中国人デザイナーの作品である点で他のモニュメントとは違っている。テーマは「ポルトガル、中国両国が相互に理解し合い、一致団結する」というコンセプトから発しており、互いに握り合う中国の手とポルトガルの手によって示されている。

⑦ 東方明珠

1997年6月10日落成。
ジョゼ・ロドリゲス制作。
噴水に囲まれた中央に直径 2m の真珠を表した丸い球状の彫刻がある。作品全体の高さは 11,3m、天辺に 4 本の柱が渡されており、これは 2 つの国の文化が同じ空間に調和して共存できることを表現している。真珠は両国国民の不老長寿を意味するとされている。製作費 650 万 Mop（日本円で 9700 万）



⑧ 西洋観音像

1999年3月に落成。
マカオ半島のウォーターフロントにある。ポルトガル人女性により設計された。伝統的な中国風の観音像とは異なり、西洋的で柔和な表情をしている。西洋と東洋の混在



したイメージを表現している。

高さ 20m、重さ 50t のブロンズ製観音像。製作費 3000 万 Mop（日本円で 4 億 5000 万）観音像の土台は、蓮の花を模したドーム型の建物で内部は仏教文化センターになっている。

⑨ 盛世蓮花 (Lotus Flower in Full Bloom)



1999年12月20日。

マカオの統治権返還を記念して、1999年に中国国務院から贈呈された重さ 6.5t、高さ 6m、蓮の花の直径は最大 3.6m、土台は 23 個の赤花崗岩から作られた青銅製のモニュメントである。

満開の睡蓮の花は、マカオの永遠に続く繁栄を表現している。また、その土台にある睡蓮の葉を形にした 3 層の赤花崗岩は、それぞれ、マカオ半島、タイパ島、コロアン島を表現している。

上記、モニュメントを表にまとめてみると、

	モニュメント	制作年	製作費 (Mop)	テーマ
①	融和門	1993年	3000万	東洋と西洋の協調
②	青銅彫刻	1994年	200万	東洋と西洋の協調と平和
③	睡蓮	1995年	不明	東洋と西洋の融合
④	東方アーチ	1996年	675万	東洋と西洋の融合
⑤	抱擁	1996年	290万	ポルトガルと中国の友好
⑥	永遠の握手	1997年	200万	ポルトガルと中国の友好
⑦	東方明珠	1997年	650万	東洋と西洋の融合
⑧	西洋観音像	1999年	3000万	東洋と西洋の融合
⑨	盛世蓮花	1999年	不明	中国返還記念

なにゆえに、政府は莫大な費用をかけてモニュメントを制作するのであろうか？見物料を徴収することもないので、財政に貢献するものではなく、実用性もない。モニュメントの目的は、特定の人物や歴史的、宗教的、政治的事件、思想などを記念して人々の記憶に留めるためである。

さらに、公の空間にモニュメントを展示することで、その記念性ととも、そのプロパガンダ性が指摘できる。1987年4月にポルトガルと中国とのマカオの返還に関する共同声明の調印後から1999年12月の返還時まで「一国両制」という新しい制度を導入するにあたって、両者の狙いは「協調」「融合」「友好」

というイメージを醸成することによって円滑に中国返還を進める意図があったのであろう。

しかし、制作されたモニュメントは、マカオ住民が自ら望んで制作されたものではなく、親中国派の住民は、これらモニュメントに関して、マカオ・ポルトガル政庁がポルトガル人の設計と建設によりマカオの資産を本国ポルトガルに持ち出そうとするものと非難した。ポルトガルにおいては、返還を円滑に進めるふりをして、モニュメントを制作することで、少しでもマカオの資産を本国に移す意図の方が大きいと思われる。そして、中国への返還後は、一切新しいモニュメントは制作されていない。

また、マカオより1年前に中国へ返還され、同じ一国兩制をとる香港では、マカオのような「友好」「融合」をイメージしたモニュメントは制作されていない。

これらのモニュメントは「友好」「融合」という言葉を借りて、徐々に「中国化」を意図する中国の思惑と徐々に「資産の移動」を目論んだポルトガルの意図が見事に合致したものでもあり、まさに政治的に“創られたモニュメント”と言えよう。

(写真はすべて筆者撮影)

参考文献：

澳門旅行協会『來澳門旅遊的100個理由』一帶一路出版社、2015年12月
内藤陽介『マカオ紀行』彩流社、2010年11月

研究レポート

戦争記録画と消えた3枚の天皇・皇后像

増子保志、加藤香須美

日本国際情報学会

1. 戦争記録画とは

戦争記録画とは、一般的には日中事変・大東亜戦争を通じて、昭和12年から終戦に至る間、戦意高揚や戦争の記録を残す目的で描かれた作品で、これらの絵は陸海軍の嘱託として、当時の中堅画家たちが動員され、従軍画家或は報道班員の資格で、現地に派遣されて制作されたものが中心となっている。その制作は戦争の各時期を通じ、戦線の各地にわたっているため、一口に戦争記録画といっても様々なケースが考えられる。

当時の軍部側の考えとして、大本営陸軍報道部で戦争記録画を担当していた黒田千吉郎中尉（東京美術学校卒）の分類によると、

- ① 大本営陸軍報道部、陸軍省報道部が昭和15年秋に満州、中国各地区、17年夏に東南アジア地区に派遣した皇居内の顕忠府に納める御府献納画制作画家の作品
- ② 昭和12年より13年に至る間、中支那派遣軍の企画による従軍画家の作品
- ③ 南方総軍の各方面で編成した報道班員画家の作品
- ④ 大本営陸軍報道部が全般の作戦上の必要から派遣した従軍画家の作品と、画家自身の熱心な希望によって派遣した従軍画家の作品
- ⑤ 主として郷土部隊の計画による各方面軍、各師団の従軍画家の作品
- ⑥ 前線における各軍の戦闘部隊の将兵による作品
- ⑦ 銃後即ち国内における戦時中の各種状況を描写させる作品となっている。この様な趣旨のもとで描かれた戦争記録画は戦争中に各種の展覧会で展示された。

その中で、太平洋戦争中、新聞の第一面を飾り、戦争美術展覧会を巡回した3枚の絵が存在した。藤田嗣治らが描いた3枚の油絵は不思議な事に終戦を境として忽然とその存在も記録も消え、人々の記憶からも消えてしまった。現在もその行方は不明のままである。その3枚の作品とは、

- ① 藤田嗣治《伊勢の神宮に御神拝》
- ② 小磯良平《皇后陛下陸軍病院 行啓》
- ③ 宮本三郎《大本営御親臨の大元帥陛下》である。

第二回大東亜戦争美術展（1943年）に出品・展示され、他の戦争記録画を率いる役割を果たし、特別な扱いを受けていたこの3枚の絵画は、戦後、画家の業績一覧から抹消され、

美術史研究において研究対象とされることはなかった。本レポートでは明確な答えはだせないが、以上の問題意識を持ちながら考察を行う。

- ① 果たして、この3枚の絵画には何が描かれ、どのような意味を持つものであったのか。戦後、その所在のみならず、画家の業績からも消えてしまったのはなぜなのか？
- ② 戦争記録画を描いた画家の戦争責任を論じる際にも、この3点の絵画を取り上げているものは皆無である。
- ③ 戦時下の天皇・皇后像がどのような役割を持ち、戦後の天皇・皇后像に繋がっているのかについて考える。

2. 「第二回大東亜戦争美術展」

「第二回大東亜戦争美術展」とは、

- ① 太平洋戦争開戦2周年を記念して1943年12月8日から翌年1月9日まで上野の東京美術館で開催された。
- ② その後、大阪・京都・福岡・佐世保を巡回する。
- ③ 主催・・・朝日新聞社、後援・・・陸軍省・海軍省・情報局、
- ④ 協賛・・・日本美術報国会・陸軍美術協会という軍部・政府・美術界・メディアの全面的なバックアップがあった。東京での入場者数・のべ15万人に及び、大変な盛況ぶりだったことが伺える。
- ⑤ 同展には天皇・皇后を描いた3枚の絵画のほか、海軍省から貸下げられた作品をはじめ約370点が展示された。このうち戦争記録画といえるものは海軍の20点の作品が展示されている。
- ⑥ 当時行われた類似の戦争美術展の中でも特に大規模な展覧会であり、天皇・皇后像3点が会場中央に作られた特別室に展示されていた。

3. 3枚の絵が意味するもの

次に、この3枚の絵には何が描かれていたのか？

1) 藤田嗣治《伊勢の神宮に御神拝》

- ① 伊勢神宮神拝（祈る）
- ② 1942年12月12日、昭和天皇が「戦勝祈願」のために伊勢神宮に参拝したときの様子を描いたもの。
- ③ この年、ミッドウェー海戦での大敗によって戦局は悪化。この伊勢行幸は秘密裏に実行され、事前に国民に知らされることはなかったが、参拝後に各新聞は宮内省貸下げの写真入りでこのニュースを一斉に大きく報じた。藤田の絵と報道写真を比較すると基本的な場面と構図は同じであるものの、内宮からでてきたばかりの天皇の数歩先を歩く大宮司が描かれていないほか、天皇の前かがみの姿勢がここでは修正されている。
- ④ 『朝日新聞』の報道によれば、「聖戦下において、一天万乗の大君御自ら神宮にご参拝、大御前に御告文を奉せられ、親しく戦勝を御祈願あらせ給うた御事は、神宮御

鎮座以来未だ嘗て史上にその御前例なく、このたびのご参拝がいかに畏（かしこ）き大御心によらせ給ふかは拝察するに恐懼感涙（きょうくかんるい）の極みである」とあるように、藤田の描いた光景は、史上初めて戦争中に天皇自らが伊勢神宮に戦勝祈願のために参拝した場面である。

- ⑤ この伊勢神宮を参拝した12月12日午後1時22分は、翌年から「一億総神拝の時間」と決められ、内地のみならず満州や戦地においても一斉に伊勢神宮に向かって遥拝することが決められた。
- 2) 小磯良平《皇后陛下陸軍病院 行啓》
- ① 皇后の病院慰問（癒す）
- ② 小磯良平が描いたのは、1942年12月4日に皇后が、臨時東京第一陸軍病院の戦盲患者室を訪れた時の模様である。天皇が戦勝祈願のため伊勢神宮に向かった、1942年の同じ12月に皇后は、陸海軍病院の傷病兵を立て続けに慰問している。
- ③ 小磯の絵は、このときの陸軍病院行啓の情景である。病室には目を負傷した勇士が鎮座し、その勇士達を写生している間、小磯は「いひやうのない厳肅な態度をとられますのには強く胸を打たれ、何か息苦しくなってこちらの手が進まぬ思ひ」がしたと述べている。
- ④ 小磯は制作状況についても具体的に述べており、「ただお写真が一枚しかありませんでしたので、ニュース映画を見せてもらひ、またご案内申し上げた人々の次々の動作などを知るためフィルムの一齣一齣を焼き付けてもらひ、これらを参考にして、尊いひと時の動きを謹写すべく苦心しました。特に宮内省からは、御召し服布地の一部を貸し下げて頂き、お付き女官よりも数々のご注意を書き記して頂き、まことに勿体ないことでした、尊い情景を謹写しますことは、私としては全く初めてのことであり、身にあまる光栄に存じています」
- ⑤ 小磯は、ニュース映画の一齣一齣を焼き付けてもらって、同席した人々の様子や詳細を再現した。小磯の絵画では、皇后と東条英機が中心にくるように患者のベッドの位置が少し動かされており、お付きの女官の全身が描きこまれているなど多少の変更は施されているが、基本的な構図に変更はない。
- ⑥ 戦争中、戦場で失明した兵士は「失明軍人」「戦盲戦士」と讃えられていました。皇后慰問の様子は患者自身によって歌に詠まれ歌集で発表された。いわゆる「両目を天皇に捧げた」兵士は、皇后の「慈悲」を受けるべき傷痕軍人の象徴であり、もはや皇后の姿を見ることができない「戦盲」兵士は、皇后の慈悲による「癒し」を与える絶好の対象であったと解釈できる。
- 3) 宮本三郎《大本営御親臨の大元帥陛下》
- ① 御前会議（統率する）
- ② 宮本三郎の描いた大本営に親臨する（天子などがその場に臨むこと）天皇の絵画について、宮本は会議の写真を宮内省から見せてもらい、当日の装いを再現した会議

室を3日間写生したことや天皇は別として陸海相以外の会議の参加者に、大本営や軍令部で直接会って写生したことを述べている。「お写真を見せていただきましたほかに、宮内省の特別の計らいで、会議のお部屋を会議の御当日そのままの装いで、三日間写生させて頂きました。・（うんぬんとあり）絵としては構図がハッキリ定まっている点に難しさがあ

制作状況の特徴として、

- ① すでに新聞などで大きく発表され、人々に知られていた事柄であり、新聞の写真をもとに絵画を制作した。
- ② 構図や主要な登場人物の変更は許されず、忠実に元の写真を再現したものである。
- ③ 天皇・皇后を直接、写生することはなかったが、他の登場人物や装飾品などの詳細は直接写生できた。

→画家による芸術性云々よりも「史実」「記録」としての絵画を要求されたと言える。このことから、3枚の絵は、いわゆる「戦争記録画」の範疇にはいるであろうと考えられる。

では、これらの3枚の絵はどこへ行ってしまったのであろうか？

4. 消えた3枚の絵画

1) GHQによる戦争記録画の接收

終戦から6年目の1951年（昭和26年）7月24日、GHQ(General Headquarters・連合国最高司令官司令部)は、戦争中に「大東亜戦争美術展」の開かれた東京都美術館に集められていた戦争記録画を接收し、本国へ秘密裏に移送させた。その後12年間にわたって、この戦争記録画の行方は不明であった。1963年、漫画家の岡部冬彦が訪米旅行中に米国国務省管理の戦争記録画を発見し、1966年に写真家の中川市郎がアメリカ・オハイオ州のライト・パターソン空軍基地など米軍関係の倉庫に接收された戦争記録画を撮影し、翌年その写真を公開した。録画は「無期限貸与」の形で日本に返還され、東京国立近代美術館に収蔵された。1977年に一括公開される予定であったこれら戦争記録画の展覧会が公開の直前になって突然中止された、経緯を持つものであります。しかしながら、その中に、3枚の絵画は含まれていない。

では、第二回大東亜戦争美術展に出品されていた、他の戦争記録画20点の行方はどうでしょうか？東京国立近代美術館のホームページからの検索によると、1点を除いた19点が東京国立近代美術館に戦争記録画として所蔵されている。

2) 画家の業績から消えた3枚の絵画

不思議な事に、いずれの画家も、ごく僅かに自身の戦争記録画制作の紹介をしているが、3点の絵画については全く触れられていない。

また、戦後の戦争記録画研究からも抜け落ちており、僅かに大阪大学の北原恵氏の研究があるのみである。

さて、3点の絵はどこにあるのであろうか？その所在は未だに不明である。

展覧会の図録によると、巡回展示後に「朝日新聞社村山社長より献上、ご嘉納を賜った」とあり、天皇・皇后へ献納されたものと考えられる。では、宮内庁に所蔵されているのであろうか？昭和天皇と香淳皇后が平成元年に国に寄贈した美術品を中心に設立され、約7000点の美術品類を所蔵する三の丸尚蔵館にも所蔵されていない。そもそも太平洋戦争時、献納されたはずの美術品の記録が一切存在しないという不思議な状況になっている。

5. まとめ

以上の3枚の絵画から、言えることは

「祈る」「癒す」「統率する」の連続性

「祈る」……… 終戦記念日の「全国戦没者追悼式」で祈る

「癒す」……… 老人ホームや病院への訪問、地震や台風による災害被害者へのお見舞い

「統率する」..直接的に統率しているわけではないが、宗教上・国事上・国民感情の中で現在も我が国を統率しているといえないか。

見方を変えれば、戦中期から戦後に至るまで天皇・皇后の役割は続いて、実は何ら変化がないのではないか・・・意味は違うが、同等の事を行っている。

① 戦後の天皇・皇后像とのギャップ

「平和」を希求する天皇・皇后像⇔「戦争」に関与する天皇・皇后像
イメージ悪い・・・だから隠す？誰が隠す？戦争責任との関連がある？

② 戦争責任と絵画

果たして絵に戦争責任が生じるのか？描いた側の責任？描かれた側の責任？

③ 残された問題点

- ・ 3点の絵画の行方？・・・どこかに埃をかぶって死蔵されている？
- ・ 注文主は誰だったのか？・・・軍部？朝日新聞？宮内省も相当なサポートをしていた状況にあった。

戦後、反戦や悲劇がテーマの絵画は多く公開され、人々の共感を得るが、戦時下における美術の実態については明らかになっていない。戦争期の美術の扱いは、戦時中は崇拜の対象とされ、戦後は忌避されるべきものとなったと言えるでしょう。

問題は、戦争記録画を如何なる文脈で考察するかであり、美術と社会、政治などの関係を含め、様々な方向から考察しなければならない。それには、まず絵画を公開することが急務である。隠すことからでは何も始まらない。

(参考文献)

北原恵「消えた天皇、皇后像と戦争画」『Image & Gender』 p23-30, 2006年3月

増子保志「GHQと153点の戦争記録画」『日本大学大学院総合社会情報研究科紀要』No7
2006年6月 P13-22

増子保志「彩管報国と戦争記録画」同上. P265-274

増子保志「彩管報国と戦争美術展覧会」同上. P515-526

科学的な答えを出すと言う呪縛

—安易な答えに合理性は付加し得るか—

村上恒夫

はじめに

「どんと来い、超常現象!」、娯楽映画『TRICK』で超常現象を解明する上田教授が言うセリフである。全ての超常現象は人間が行うトリックに過ぎず、この世の理は全て科学で説明できると信じ、トリックを見破るので挑戦に来なさいという。大変頼もしい登場人物である。

人間は過去、非科学的な判断により、多くの過ちを犯してきた。それゆえ、科学的根拠の有無により、物事を判断することに多くの力を注いできた。結果として、科学技術が発達した。人類を月に送り、小惑星から微粒子を持ち帰る。再生医療を生み出し、生命の謎を解き明かしてきた。人工知能は、生み出した人類さえ、超える知能を持つのではないと言われるまでになった。それほど、科学は発達したのである。

これほど科学が進んだ今でも、何やら怪しげな事がまことしやかに流布されている。それも否定的にではなく、肯定的にとらえられている。

非科学的なことで有っても、受け入れてしまうのはなぜか。本報告では上田教授には及ばないまでも、いくつかの例を基に、この領域に少し触れてみたい。

1. 科学的な環境は科学的な精神を育むのか

過去に勤務した、医科大学の基礎医学の研究室にて、休憩時に血液型の話になった。ほぼ全ての教室員が自分の血液型とその精神的な傾向に特徴が有ることを当然の事として話が盛り上がった。基礎医学の研究の最前線にいる当事者が血液型占いを信じているのだ。

「科学で証明されなくても、そのような傾向が有ることは感覚で理解できる」、「この世の中は全て科学で証明されているわけではない」、などの理由を口にする。

その大学の研究室あるいは附属病院に限らず、医療の現場は人間の生死を常に目の当たりにする現場である。その為か、心霊現象の話には枚挙にいとまがない。医療の現場は最先端の科学的な場所であると考えられる。

しかし、各人の生活経験と感覚によって、たかだか血液型の原理（赤血球の抗原の型の違い）で人の性格に傾向が表れると認識される。それも、血液型と言う科学的な文言が使用されただけで、あたかも科学的に正しい、あるいは科学的な検証を終えた現象（それが肯定されようが否定されようが）として信じるに値する物と認識される。心霊的な現象を、自分が見た、感じたと言うだけで、人類が発見した質量保存の法則などが、瞬時に捨て去られることとなる。果たして、科学的な現場が科学的な精神を生んでいると言えるだろうか。

2. 科学を信じる非科学的な感情

嘘が独り歩きを始めると、事実となる。あるいは、「人は嘘が大きければ大きいほど騙される」と言われる。

1) ネッシーはいるのか？

現象：1994年にロバート・ケネス・ウィルソンが撮影したネッシーの写真が有名で、これが世界中の広まり、ネッシー存在の大きな証拠とされた。

実態：しかし、1993年に自らがトリック写真であることを告白した。

現状：このような現実有るにも関わらず、現在においてもネッシーの存在を信じる人々は多い。

2) サブリミナル効果

現象：一番有名な話は、映画館でコカ・コーラの映像を混ぜて上映したら、コーラが売れた話であろう。

実態：この話は市場調査業のジェームズ・ヴィカリが行った結果で効果があったとされた話である。しかし、この結果の詳細を求めても、再実験の要請にも応えることはしなかった。後にヴィカリ自身が実験を行った事実そのものを否定する話をしている。

現状：現在でも、サブリミナル効果を信じる者は多く、実際NHKではサブリミナル効果を誘発するとされる行為、そのもの（映像の合間に別の画像を入れる行為）を禁じている。

3) 「百匹目のサル現象」に見る、出版された科学本は正しいのか？

現象：生物の行動や考えを集団が持ち、一定数を越えると接触もしていない別の集団にそれが伝播する。ライアル・ワトソンが『生命潮流』で述べたことである。彼は、ロンドン大学に於いて動物行動学で博士号も取得している。

実態：彼の著書を丹念に調べた結果、引用先などはでたらめ。あるいは引用先の主張の誤用であった。結果として、彼の主張を裏付ける資料は存在せず、全て彼の作り話であったとされている。

現状：現在でも支持するものが多く（あるいは、作り話で有ることを知らない）出版もされている。

人は何故、一度信じたことを否定することが難しいのであろう。プライドのため、自分が騙されていること認めたくないのであらうか。権威に弱く、大学教授と言われると簡単にその主張を信じてしまうのであらうか。

3. 科学の名の元に行われる非科学的な行い

複雑な現象を単純化した理論で強引な結論を導く。科学には、往々にしてそのような、論理の飛躍から問題が解決される場合がある。しかし科学は、その後の検証や再現性の実験を繰り返すことは言うまでも無い。人類の英知である科学は、簡単に理解できるものではなく、学習が必要である。ましてや、複雑な生命現象にあてはめるのは高度な専門性も問われる。しかし、「専門家がこう言っている」の一言で、99%の科学者が述べる常識的な見解と1%の科学者が述べる斬新な主張は同格に扱われてしまう。

1) 魂の重さ計測 21g

現象： 1907年、医師のダンカン・マクドゥーガルは人間と犬の死亡する前後の体重減少を計測し、人間の魂の重さを21gとした。

実態： 魂と言うその存在の有無さえわからない物を計測し21g減少したから魂の重さは21gとしたのである。ここで問題なのは、体重が21g減少したので魂が21gだとは言えない。彼は体重が21g減少した何かを、突き止めるべきなのである。複雑な生命現象を、ただ単に体重計測で解明し結論付けるのは余りにも無謀であろう。

2) キルリアン写真に見る生体エネルギー

現象： 1930年代にロシアのキルリアン夫婦によって撮影された写真が発端となった。生きた葉では周りに光が写るが、枯れ葉ではその周りに光が写らない。これは、生体エネルギーが撮影されたと言われた。

実態： 実は、この以前から物体の周囲に光る現象「コロナ放電発光」は観測されており、水分を帯びた物体なら、生体か非生体かを問わず現れる現象であることが証明されていた。

3) フィボナッチ級数と黄金比

現象： 動物の出生率、巻貝の殻など自然界の事象がフィボナッチ級数から黄金比と言われる数値で表される。自然現象だけではなく、この数値は株式相場の予測にも使用されている。

実態： 多くの場合、検証が疎かで、無理やり数字を合わせたような場合が多い。あるいは、自然界で発生する整った形の一部を当てはめていて、あたかも全体がそのような数式の配下にあるかのように決めつけている。

4) ジンクピリオチン効果⁽¹⁾

現象： シャンプーに配合された化学物質により、洗髪効果が高まっている。タウリンが多く配合されている。NASAが開発した。など、迫力のあり、聞きなれない

い物質の名前により、霊験あらたかな商品として扱われる。

実態： 実証する過程において、サンプル数が少ない。それにも関わらず、強引に全体を説明してしまう。初めから、答えが決まっておき、それに合わせて実験結果を無理やり合わせてしまう。あたかも、科学的な裏付けに基づいていると思わせる。

おわりに

意味不明な現象に無理やりに答えを出す。それも、「科学的に」という枕詞を使用して自分自身を説き伏せる。非科学的に説明を行い、無理やり答えを出すので人類の英知である物理法則を簡単に否定してしまう。世の中の96%は科学的に説明不能で有り、科学では説明されていないのではなく、4%は人類の英知で説明でき得ると言うことである。科学の発展には莫大な時間と努力が必要であった。眼前の現象を容易に説明できないからと言って、人類の英知4%を否定したら人類は原始の世界に逆戻りをしてしまう。

世の中には説明が付かない現象が多々有るのは事実であろう。基本的にはそれらは再現性の低さの為に、検証が不可能なことが多いからである。科学は再現性を求める。それゆえに、それらの科学的説明がつかないのである。

科学的に説明がつかなくても、その事象が有るならば、その事象に対して短絡な答えを出す必要はない。再現性の低い検証に対して、無理やり説明しようとするから突拍子もない答えを出すことになる。説明不可能な事象に無理やり説明つけて出した答えに、誰が科学的な評価を下せるだろうか。科学的な評価を下せないのなら、無理やり出した答えが真実なわけではない。

筆者が映画『リング』を観た後に、夜トイレに行けなくなるのは、『貞子』の呪いではなく、自身で生み出す恐怖心に起因している。心理学や脳科学の研究対象であり、詐欺師の暗躍の対象であってはならない。

巷には、無理やり出した『科学的な答え』と言う『非科学的な答え』なるものが多々存在する。これら偽りの『科学的な答え』に決して、騙されてはならない。

答えが出ないのは気持ちの悪いものである。答えを出して早く楽になりたいのは人情である。しかし、あえて答えを出さず、将来の人々への宿題として、後世に残しておくのも良いのではないだろうか。

注)

(1) こんどうしげるの生命科学明日はどっちだ!?

<http://www.fbs.osaka-u.ac.jp/labs/skondo/saibokogaku/matsuri.html>(2016年6月01現在)

ジンクピリチオン効果に対する分子生物学者のやり取り。

意識と脳科学の現状から考える情報の可能性についての考察

—量子論の仮設に基づいて—

草野 純子
日本国際情報学会

JUNKO KUSANO
Japanese Society for Global Social and Cultural Studies

1.はじめに

技術教育を行う上で、練習を人より何倍も行っているのになかなか身に付かない人もいれば、1 回でできる人もいる。この両者の違いは何かを考えた時に、感覚の違いがあるのではないかと考えた。

先行研究で、サンドラとマシュー¹はボディ・マッピングを上げている。ボディ・マッピングとは人間の能力の一つとして脳に刻まれたボディ感覚の事を指す。この感覚は育った文化に影響されるが、訓練後に感覚が広がるというサルの道具使用実験でも明らかにされている。

こうした脳に刻まれる感覚を訓練できれば、人間の様々な能力を向上させることに有効ではないかと考え、現在の脳科学と感覚に関連する量子力学の概観を行い、考察を述べていく。

2.感覚と松果体

2.1 感覚と松果体

ボディ・マップは海馬と呼ばれる記憶や場所感覚などに関連する部分と前頭葉や頭頂葉などが関連するといわれている。しかし、最近の研究では松果体に関連しているのではないかという説がある。

2.2 松果体について

松果体は脳に存在する小さな内分泌器官である。2 つの脳半球の間に位置し、間脳の一部である 2 つの視床対が結合する溝に挟み込まれており、概日リズムを調節するホルモン、メラトニンを分泌する。発生過程は中枢神経系を源とするため、脳の総合的

な支配の中枢に位置し、電気信号などを脳のあらゆる場所に送る器官であるといえる。

2.3 松果体の石灰化について

松果体が機能しなくなると、メラトニンの分泌が減ることは容易に考えられる。メラトニンは「DNA の保護の役割」もあるため、DNA そのものがもろくなるという事を意味する。

Richard Mahlberg²らが 2008 年にアルツハイマー病患者の松果体の石灰化をコンピューター断層撮影を用いて調査した結果、松果体の石灰化の程度が高かった結果がある。松果体が石灰化するという事は、機能が低下することを意味し、メラトニンの分泌が低下する。認知症は、記憶力の低下や思考能力の低下が起こる病であることから、何らかの原因で松果体が石灰化することによって機能が低下し、情報伝達機構が阻害されることがわかる。

また、石堂³は超低周波電磁界とホルモン情報伝達についての実験を追試した結果、電磁界によりメラトニンの情報伝達機構が何らかの形で阻害されることを示唆している。

現在使用している電気機器など、何らかの超低周波電磁界を発しているモノは多いと考えられる。その他にも松果体の石灰化を促進させるものとして、

² Richard Mahlberg, Sebastian Walther, Peter Kalus, Georg Bohner Sven Headel, Friedel M. Reischies, Klaus-Peter Kuhl, Rainer Helweg, Diter Kunz, Pineal calcification in Alzheimer's disease: An in vivo study using computed tomography, *Neurobiology of Aging*, Vol. 29, 2, 2008, 203-209.

³ 石堂正美、超低周波電磁界とホルモン情報伝達機構（京都大学基礎物理学研究所研究会報告書『電磁波と生体への影響』、研究会報告）、物性研究（京都大学）、82（1）2004, 90-93

¹ サンドラ・ブレイクスリー、マシュー・ブレイクスリー、脳の中の身体地図、インターシフト、2010.

ストレスやフッ素など有害物質があげられている。

もともと、松果体自体は年齢があがるにつれて石灰化したり、小さくなったりしていくが、それ以外に電磁波などの促進する要因が現代には多い。

コミュニケーション能力を考える時に、経年要因だけでなく、外部の要因を受けている現代の人間は、脳内の情報伝達機構自体の機能が、以前より低下しており、感受性や、思考力や記憶力が低下しやすくなり、コミュニケーション能力に問題を抱え、悩む人が多くなってきていると考える。

3.意識と量子論

3.1 意識についての仮説

脳神経外科医や蘇生医療の専門家等の意識についての意見がいくつかある。

・エベン・アレグザンダー⁴：脳神経外科医 脳の病に侵され、昏睡状態であった7日間に臨死体験を経験し回復した。「死後の世界は存在する」と発言し、脳それ自体は意識をつくりださないのでと考えている。

・サム・パーニア⁵：蘇生医療の専門家 脳派停止後に蘇生した患者に、意識が存在していたという患者が複数いた。このことから、意識と脳は別の存在かもしれないと考えている。

・ロジャー・ペンローズ、スチュアート・ハメロフ：意識は何らかの量子過程から生じてくると推測している。「脳で生まれる意識は宇宙世界で生まれる素粒子より小さい物質であり、重力、空間、時間にとらわれない性質をもつため、通常は脳に納まっているが、体験者の心臓が止まると、意識は脳から出て、拡散する。体験者が蘇生した場合は意識は脳に戻り、体験者が蘇生しなければ意識は宇宙にあり続ける。

・岸根卓郎⁶：量子論から心の世界を述べている。

上記の他にもこうした見解を述べている者がいる。

⁴ エベン・アレグザンダー、ブルーフ・オブヘヴンー脳神経外科医が見た死後の世界、早川書房、2013。

⁵ サム・パーニア、科学は臨死体験をどこまで説明できるか、三交社、2006。

⁶ 岸根卓郎、量子論から解き明かす「心の世界」と「あの世」、PHP 研究所、2015。

つまり、現在の「意識」の考え方は、意識と脳は別の存在であり、意識は量子過程から生じてくるとする説に変化しつつあることがわかる。

3.2 量子の特徴

量子は量子論や量子力学などで顕れてくる物理量の最小単位である。量子は波のように振る舞う（状態の性質）こともあれば、粒子のように振る舞う（物質の性質）こともある、特殊な存在である。

3.3 波動

量子が波動性をもつという事に関して、身近に応用されているものが、ツボや経穴、チャクラなど古来より「気」の流れと言われているものが当てはまると考えられる。

ツボや経穴、チャクラは現代科学上で「電気周波数が高く、抵抗が低い」ことは判明している。ここから波動的に気を吸収したり、周波数を変換するという機能を持つ器官だと考えられている。

「気の脈」は血管のように認識できないが、波動を感じる能力が高い人の中には、脈に沿って光る量子エネルギーがみえる人もいると考えられる。

人体の磁場を格子状に区分けした磁区は各々周波数が違くとされ、磁区をつなぐ「アクシオトータルライン」という波動が流れる脈があることが述べられているが、これも経絡と似た概念であり、同じものではないかと考えられる。

エネルギーが一定の閾値を超えると、超エネルギーが凝集し、エネルギーとなり、素粒子となり原子、分子というように量子から物質へ、高周波から低周波へ、不可視から可視的へ、虚空間から実空間へと物質化していく。

つまり、意識というエネルギーは物質化するということである。

また、量子は時空を超越することについて、次元・空間・時間は並列的に存在しどの時間も場の違いに過ぎないと考えられ、この場をつなぐのが、「ゼロ点」であるとされている。

この事はニュートリノがゼロ点で対発生・衝突すると対消滅することで説明されているが、陰陽の原理に通じ、調和のとれた状態、「中道」の状態の時に

両方のベクトルの釣り合いが取れた場になり、量子エネルギーが発生するといわれている。

人間の人体の DNA はその中心に「ゼロ点 (ゼロ場)」が組み込まれているため、意識の波動を各細胞から、吸収したり放出したりしていることが考えられる。つまり、脳 (松果体) は送受信機 (アンテナ機能)、変換装置、入力装置であり、体内外の波動情報を読み取り、変換し、量子へ負荷作業を行う部位であり、ツボや DNA、体毛、毛穴などを使用してエネルギーを放出したり、吸収したりしていることが考えられる。

3.4 情報伝達と波動の関連について

上記で述べてきた波動の特から、人体から放出される波動情報は時空を超える概念がある。波動情報などの集積場所は、脳だけでなく、脳以外の場所にも量子的に納められているとされている。ハメロフ博士の述べているように、宇宙や空間、時間の中に量子はあるから、様々なところに情報はあると考えられる。

現在のところ、「意識」や「思い」がどのように発生するかは説明できない。しかし、「意識」や「思い」により波動が生まれ、情報が空間や時間の中に放出され、それを他者が吸収して読み取ることは可能だと考えられる。

4. 考察

4.1 情報伝達の概念の転換可能性について

人体そのものが波動情報の送受信機であり、その大きな役目を果たしていると考えられる。松果体の機能が低下すれば、波動情報が読み取れず、放出する能力も低下すると考えられる。

しかし、機能を維持・向上させることができるならば、コミュニケーションを含めて情報伝達の大転換することも考えられる。

例えば、波動と健康の関連では、「不調を訴える」時は、正常時の周波数と異なる状態になり、不調和を起こすことで健康状態が悪くなると考えられる。そのため、この情報を上記で述べてきた、気の流れと言われるような波動情報を読み取り、どこが乱れているのかを知ることができればよいということに

なる。さらに、波動の周波数を正常に戻すことができれば、健康状態はよくなることも考えられ、今までの病気治療の方法が変わる可能性もある。

かつて、MRI (magnetic resonance imaging : 核磁気共鳴装置) が量子力学を用いて被験者に高周波の磁場を与え、人体内の水素原子に共鳴現象を起こさせて反応する信号を撮影・画像化する仕組みを開発することによって、鮮明な身体内部の画像を映せるようになった。これと同様に、こうした機械を用いなくても読み取れるということである。

また、言語機能が落ちている人の波動をよみとることで、その人の思いなどを知る事ができる可能性がある。さらに、遠くの波動まで読むことができれば、携帯電話などのツールを使わなくてもコミュニケーションが可能になると考えられる。

その他に、情報はこの空間や時間の中にも集積されているという仮説から、未来の情報を読み取り現在の生活に活かしたり、肉体はないが会いたい人の波動情報を読み取り、交信することも可能だと考えられる。

これらのことは、一般的に超能力と呼ばれているものに類すると考えられる。例えば、透視、テレパシー、幽体離脱、タイムトラベルなどである。

つまり、松果体の機能が低下する要因の多い現代人は、もともと持っている能力が低下しているだけで、維持・活性化できれば、1 つの能力として誰でも活用できる能力になる可能性があり、そのカギとなるものが松果体の機能と人体の波動情報の送受信機能だと考える。

4.2 能力向上のために

人体の情報送受信の能力が低下している要因として、有害物質やストレス、電磁波などがある。これらは、生活する社会の中で以前より多くなっているものである。

現在、考えられている松果体の機能維持・活性のためには、次のようなものがある。

- ・フッ素の蓄積を防ぐため、フッ素を使用しているものを使わない
- ・栄養素として、カルシウムに偏った食品を取り

すぎない

- ・農作物に使用される農薬を避ける
- ・加工食品や人工甘味料を控える
- ・酸性食品を避け、アルカリ性食品を増やす
- ・カフェイン、アルコール、タバコ、砂糖を控える
- ・蓄積したフッ素を排除する助けになる物は、生カカオ、パセリ、リンゴ酢、植物性のビタミンC、ヨウ素が豊富な食べ物、ビタミンK、オメガ3、酵素、食物繊維
- ・日ごろから物事を多角的に考える習慣をつける
- ・睡眠不足を避け、概日リズムを整える
- ・右脳の感情や直感を日ごろから感じるようにし、松果体に刺激を与える
- ・ネガティブ思考よりポジティブ思考にする
- ・情報を多く取り込みすぎると再起動するような現象が訪れて、はじめからやり直すような出来事が起こるため、情報を取り込みすぎない

これらの方法は、まだ科学的に検証されているものは少ないが、日常生活の中で取り入れやすいものだと考える。

今後、こうした方法を取り入れた効果などを調査していきたいと考える。

5.おわりに

量子力学などが医学や生物学と共に意識などの未解明な事象について挑戦することで、今までの科学の考え方が大きく変化してきていることがわかった。

今後、松果体の機能を維持・活性化させる方法の実証研究やそれを活かした情報の読み取り方法、伝達方法、教育や医療への活用などを研究し、解明していくことで、これまでのコミュニケーションや医学、生活などが大きく変わる可能性があることが考えられた。

医療技術職養成教育への哲学カフェ導入の試み

栗崎由貴子（新潟医療福祉大学）

はじめに

哲学カフェは日本でも各地で開催されており、医療に関する哲学カフェとしてはケアカフェやがん哲学カフェ、メディカルカフェ、認知症カフェなどがある。こうした場には当事者たる人々が、年齢や職業、置かれた立場の違いを越えて集い、自由に発言し、議論している。

筆者は、言語聴覚士というリハビリテーション技術職を養成する大学に所属し、卒業研究ゼミ（以下、栗崎ゼミ）を担当している。平成 25 年度からゼミ活動の一環として「ゼミ哲学カフェ」を開催しており、この取り組みが医療技術職を目指す学生の成長に良い影響を与えていると感じているⁱ。本報告では、栗崎ゼミで行った哲学カフェの形式・ルールの概要を示し、哲学カフェを医療技術職養成教育に導入する意義を呈示する。また、筆者が工夫している点も紹介する。

I. ゼミ活動の一環としての哲学カフェ

筆者は、大谷大学で実践されている哲学カフェに定期的に参加している。したがって、筆者が開催する哲学カフェは大谷大学における哲学カフェの影響下で運営されている。竹中正太郎ⁱⁱによれば、大谷大学で開催されている哲学カフェのルールは次の 4 つである。①参加者は名前しか言わない②自分の話を最後までする、相手の話は最後まで聞く③手を上げて発言する④専門的な言葉遣いをしない、他人の言葉を引用しない。これらのルールは参加者間で行われる「対話＝ダイアログ」の実践のために設けられたものである。

筆者が実践しているゼミ哲学カフェでは、大谷大学の哲学カフェを土台にしつつ、ゼミという閉鎖的な環境下で開催されているということを考慮している。

1. 参加者

栗崎ゼミ所属学生（3・4年生。休学等で人数の変動あり）。筆者が常に進行役（ファシリテーター）を務め、書記（板書・記録係）1名をおく（4年生が持ち回りで担当）。

2. 実施時期

筆者が所属する言語聴覚学科の学生のゼミ配属は、3年時の8月中旬である。学生はゼミ配属後も卒業研究に専念するわけではなく、演習や特別講義、言語聴覚士国家試験対策に多大の時間を割きつつ、並行してゼミ活動を行う。また、病院実習に出向く際は、長期間にわたって大学を不在にする。したがって、哲学カフェを定期的に複数回にわたって開催することは難しい。そこで、例年、夏に集中して哲学カフェを実施している。

3. ルールと大まかな流れ

ゼミ生はすでに顔見知りであり、かつ、医学専門用語については全員が知識を有していることを鑑み、ゼミ哲学カフェでは、大谷大学哲学カフェのルールを一部改編して実施している。

【ルール】

- (1) 学年の上下関係を意識しない。
- (2) 自分の話を最後までする。相手の話を最後まで聞く。
- (3) 手を上げて進行役が指名してから発言する。
- (4) 自分の経験話す。自分の言葉で話す。他人の経験や言葉遣いを引用しない。専門用語の使用は医学知識に関する範囲で認める。

【大まかな流れ】

大まかな流れも大谷大学哲学カフェに準じ、一部改編した。

- ①ゼミ活動であるため、全員参加を基本とする。原則として途中参加や退出は認めない。
- ②円形に座る。
- ③まず、進行役が開催目的に沿って、参加者に提案して欲しいテーマの範囲を呈示する。たとえば、臨床実習の体験の振り返りを目的とする場合は「実習や言語聴覚療法に関すること」、ゼミ内の交流を目的とする場合は「日ごろ気になっていることならなんでもよい」のように指示した。そのテーマの範囲において、話し合ってみたいことを一人一つ以上挙げ、最後に多数決で決定する。
- ④議論の始めに、多数決で決定した話題の提題者から、なぜそれを議論したいのかを自分の体験をもとに語ってもらう。
- ⑤対話を始める。
- ⑥ホワイトボードを準備し、書記が議論の展開を要約し板書する。
- ⑦結論を出そうとしない。時間がきたら終了する。
- ⑧1 回のテーマの所要時間は 3 時間以内で調整。

4. 実施テーマ

【平成 25 年度】

- ・認知症介護とは何か。
- ・言語聴覚士教育に現場臨床実習は必要か。
- ・重度摂食嚥下障害患者の安楽死は認められるか。

【平成 26 年度】

- ・在宅リハビリテーションか通所リハビリテーション。そもそもその両者に差はあるのか。
- ・人が命を人為的に操作することはゆるされるのか。
- ・患者に現状報告をありのまま伝えるべきか。

【平成 27 年度】

- ・ 障害者が公共交通機関を利用した際にマナー違反があった場合、マナーを優先させるか。
- ・ 美容整形はいけないことなのか。

【平成 28 年度】

- ・ 患者さんの hope と家族の方針にギャップがでたときに、リハスタッフはどのように対応した方がよいか。

II. なぜ哲学カフェなのか

はじめに、哲学カフェについて鷺田清一が『哲学の使い方』で述べている箇所を少し長くなるが引用しよう iii。

まず、具体的な事例をもとにとりあえずの問いを取りだす。いきなり「～とは何か？」と大上段の問いを立てるのは避けたい。問いがいきなり上空を飛翔しはじめるからだ。取りだされた問いに、そこから始めていいか参加者に問いただす。そのとき別の事例も挙げてもらう。そのなかで問題となることながら少しずつ分節されてゆく。そして論点を少しずつ絞り込んでゆく、適当な時点で問いをあらためて設定しなおす。この、問いが書き換えられてゆくプロセスをシェアできるかどうか、この対話のセッションの成否はかかっている。最終的な解答や合意はめざさなくてよい。どういうふうに問いを立てたらよいか、問題の設定のし直し方を経験するということが意味がある。参加者がたがいの異なる《生》の感触を摺りあわせるなかで、それぞれがみずから問題設定の隠れた前提に気づいてゆくということである。そしておなじ問題を別な角度から見、そしてより俯瞰的に捉えなおすということである。答えをではなく、問いを持って帰ることが重要なのだ。

哲学カフェが他の臨床教育手法と異なることのひとつは、この「それぞれがみずから問題設定の隠れた前提に気づく」という点にある。たとえば、PBL^{iv}でも学生が問題を設定する段階から自主的に関わるという点では哲学カフェと同様だが、PBL の場合は提示された問題を「どのように解決するのか」という思考過程に教育の主眼が置かれる。一方、哲学カフェは、提題者の問いを参加者全員がより明確にすることからはじめ、提示された問いの背後に隠れているかもしれない問題をより深く探求してゆく過程を体験してゆく。PBL が問題を解決するというを議論の目標としているのに対し、哲学カフェは問題の解決を目指さない。哲学カフェで重視されるのは問いの捉え直しという対話の過程である。また、鷺田が哲学カフェについて「ものごとについて同意や、問題の解決ではなく、問いの発見、問いの更新を試みるもの」^vと言うように、哲学カフェで得られるものは「ことごとをもっと別なふうに見ること、一つのことを多視点的に見ること」^{vi}である。こうした視点を持つことは臨床能力の向上につながると考えている。なぜなら、医療の臨床現場では、科学的視点と哲学的視点の両方の見方が求められるからである。

紀平知樹は、科学ならびに哲学における問いへの向き合い方について、クーンのパラダイムを引用して両者の違いを指摘している^{vii}。紀平によれば、科学の研究活動は、基本的にパラダイムの提示する問題と解決方法

とに則って行われ、問題が解決されないときはその解き方に不備があると考え。しかし、あるパラダイムによって準備された道具立てによっては解くことのできない問題、つまり変則性が見出された場合には解き方の模索では解決できなくなる。こうした事態では、それはもはや解き方の問題ではなく、設定したパラダイム自体が不適切であると考えざるを得ない。紀平は、現代の社会はこうしたパラダイムの見直しが要請された時代であり、「旧来の考え方やルールがそのまま適用できるわけではなく、そのようなルールを新たに形成していくことが要請されるような状況である」^{viii}と述べている。そして、こうした状況を「哲学的状況とよんでもよいかもしれない」^{ix}と言う。

現代の医療技術の発展には目を見張るものがあり、リハビリテーションも刻一刻と変化している。こうした事態に伴って、臨床現場でも既存の問題解決方法では対応しきれない問題も生じており、医療技術職が直面する課題は多様性を増している。したがって、これからの医療技術職養成教育においては、従来の PBL のような手法に加えて、学生がパラダイム自体の再吟味という視点を身につけるための教育も求められている。紀平が言う「哲学的状況」にも対応する力の獲得を目指さねばならないだろう。こうした対応力を身につけるための教育実践の一つに哲学カフェがあると考えている。

III. 進行役の役割

カフェフィロ^x編『哲学カフェのつくりかた』に哲学カフェの進行役の役割が述べられている^{xi}。「哲学カフェ Q&A」の項によれば、哲学カフェの進行の仕方には決まった形式はなく、進行役の個性などによって進行の方法は異なる。進行役にマニュアルはなく、参加者の意見を一つ一つ吟味し、ときには反論したり、あえて他の発言者の意見と対立させたりする進行役もいれば、ファシリテーターに徹する進行役もいるという。

医療技術職養成教育における哲学カフェの実践においても、進行役の個性や経験による影響は大きい。大学内やゼミ内での開催では、進行役の如何によって対話の方向性が左右される可能性が高い。なぜなら、こうした場では、参加者同士が顔見知りのことが多いからである。また、学生と教員とでは教育上の利害関係に発展しやすいため、学生が教員から受ける評価を気にするあまり、「医療技術職を目指すにふさわしい学生を演じなければならない」というバイアスがかかってしまう恐れもある。さらに、進行役である教員自身の固い信念が過剰なアドバイスとなって場を仕切ってしまうこともあるだろう。こうした事態が生じないためには、進行役となった教員の意図的な誘導という働きかけを避けねばならない。したがって、とくにゼミなどの閉鎖的環境下で開催する際は、進行役は議論を見守るファシリテーターに徹する方が良いのではないかと考えている。

ファシリテーターの役割について中野民夫は「ファシリテーターは教えない。『先生』ではないし、上に立って命令する『指導者』でもない。その代わりにファシリテーターは、支援し、促進する。場をつくり、うなぎ、取り持つ。そそのかし、引出し、待つ。共に在り、問いかけ、まとめる」^{xii}と述べている。教員がこうした役割を担うためには、教員自身が意識的に学生との利害関係を感じさせない雰囲気づくりが必要であろう。栗崎ゼミ哲学カフェでは「学年の上下関係を意識しない」というルールを設けているが、このルールが参加学生と教員の間にも適用され、学生と教員が上下関係を意識せずに対話を展開できることが理想であると思っている。中野が「人生のかけがえのないひと時を、今ここで共有しているのだから、できるだけお互いを活かしながら、いい感じで過ごしたいと思う」^{xiii}と述べているように、学生にとっての学びの場である哲学カフェに、

学生全員が安心して参加できることを目指したい。

IV. テーマの設定

医療技術職養成教育では、テーマを医療や福祉に限定して議論させることが多い。とくに、安楽死問題や生殖技術に関する生命倫理的テーマが選ばれやすい。しかし、医療技術職養成教育であっても、哲学カフェのテーマをこうした話題に特化する必要はないと筆者は考えている。学生教育を目的とした場合、学生が興味を持ちやすい身近な話題の方が議論しやすいこともあるのではないだろうか。

平成 27 年度に実施した「美容整形はいけないことなのか」というテーマでは、20 代の女子学生にとって身近な話題だからこそ「美への価値観」や「幸福な人生とはなにか」といった問いへと深まりをみせたとし、男子学生からは「こうした問いをたてることそのものが理解できない」といった指摘がなされ、そこからジェンダーや文化の多様性といった議論にまで発展した。学生の対話の展開を観察していると、医療や福祉に関するテーマに比べて、そうしたテーマに対しては一つの答えや対応策を出さねばならないという過剰な緊張感を感じることがなかった。「問いの捉え直し」を実感してもらうためには、学生がのびのびと意見を出し合えるテーマを設定する方が良い効果をもたらすこともある。したがって、医療技術職養成教育に哲学カフェを導入するには、その時々開催目的に応じて、医療や福祉に限ることなく幅広い分野のテーマを設定してもよいと考えている。

また、医療技術職養成教育でのテーマ設定で気を配らねばならないのは、参加者全員が多数決で決めたテーマが対話にふさわしいか否かという確認である。たとえば、平成 28 年度の哲学カフェのテーマ、「患者さんの hope と家族の方針にギャップがでたときに、リハスタッフはどのように対応した方がよいか」では、まず提題者である学生が実際の病院実習で担当した患者の個別エピソードを語った。これは「患者である〇〇さんにどうしてあげればよかったのか」という対応策の再検討になりかねない。すなわち、こうしたテーマには提題者自身の臨床技術の反省点という語りを含むため、議論の方向がケースカンファレンスへと向かってしまう危険を孕んでいる。ケースカンファレンスになりがちなテーマが決定された時には、対話の前にまずは哲学カフェでは何を対話しようとしているのか、という共通概念を呈示しておく必要があるだろう。テーマを決定したらすぐに進行役が「この問題は知識技術のスキルアップを学ぶためのテーマなのか、あるいは、ケースカンファレンスのように患者の個別事例を再検討したいのか、それとも、その問題の背後に隠されているものを探求することを可能にする問いなのか」を参加学生に問い、場合によっては対話の話題を変更することをすすめた方がよい。また、進行役は常に問題解決技法の討論にならないように配慮し続けなければならない。

おわりに

ゼミ活動の一環として哲学カフェを実践する際は、お互いをよく知る関係だからこそ、たとえ否定的意見が出ることがあっても感情的にならずに対話を続けていけるという利点がある。その一方、毎回の参加者が同じ顔ぶれになるので対話の流れも固定化されやすい。また、ゼミ哲学カフェの運営では、進行役となる教員の存在が大きいため、先述したように教育的利害関係が生じないように十分に配慮しなければならない。教員にと

っては気苦勞の多い時間になることもある。しかし、小規模ながらも 4 年間にわたって継続的に開催してみても思ふのは、哲学カフェがさまざまなゼミ活動の中でも最も学生の成長を実感できる場だということだ。

鷺田が、政治やケア、アートの思考にとって大事なものは「困難な問題に直面したときに、すぐに結論を出さず、問題が自分のなかで立体的に見えてくるまで潜水しつづけるということ」^{xiv}と云い、これを「知性の肺活量」^{xv}と呼んでいる。ゼミ哲学カフェは、学生が答えのない問いに立ち止まった時、解決を急いだり考えることを放棄したりすることなく問いと向き合い続けることができるように、そのための知性の肺活量をつける実践の場として提供している。ディベートのように勝敗を決めるのではなく、自分の想いをゆるやかに変えていける対話を経験することで、卒業後は医療や福祉の諸問題に向き合い続けることのできる医療技術職になって欲しいと願っている。

-
- i 筆者が新潟医療福祉大学内で開催している哲学カフェは、①ゼミ活動の一環としての哲学カフェ（本報告）②1 年生専門教養科目である生命倫理学講義内での哲学カフェ（ゼミ生は参加者ならびに書記として参加）③障害児の母親のための哲学カフェ（ゼミ生は記録係として参加）である。
- ii 大谷大学で実践されている哲学カフェについては、竹中正太郎・古荘匡義・高原耕平「ダイアログ（対話）としての哲学——大谷大学における哲学カフェ 2013 年度実践報告——」（哲學論集第 61 号、38—54 頁、2015 年）に詳しい。
- iii 鷺田清一著『哲学の使い方』、201 頁、岩波書店、2014 年。
- iv PBL（Problem-based learning）とは問題基盤型学習のことで、学生が中心となった効果的な学習法であると言われている。詳しくは、John A. Dent and Ronald M. Harden, *A PRACTICAL GUIDE FOR MEDICAL TEACHERS*, Elsevier, 2005 を参照されたい。
- v 鷺田、『哲学の使い方』、196 頁。
- vi 同。
- vii 紀平知樹、「行為としての哲学」（鷺田清一監修、本間直樹・中岡成文編、『ドキュメント臨床哲学』所収）、大阪大学出版、2010 年。
- viii 上掲書、209 頁。
- ix 同。
- x カフェフィロ（CAFÉ PHILO）は哲学カフェを中心に対話ワークショップを展開する任意団体である（<http://www.cafephilo.jp/>）。
- xi 進行役については、鷺田清一監修、カフェフィロ（CAFÉ PHILO）編、『哲学カフェのつくりかた』、大阪大学出版会、2014 年を参照されたい。
- xii 中野民夫著『ファシリテーション革命』、iv 頁（はじめに）、岩波書店、2003 年。
- xiii 上掲書、191 頁。
- xiv 鷺田清一著『わかりやすいはわかりにくい？——臨床哲学講座』、183 頁、筑摩書房、2010 年。
- xv 同。

個々の思想理解への一考察

柏田 三千代

日本国際情報学会

はじめに

世界中には多くの国々があり、そこで暮らす多くの人々が存在する。それは、現在だけではなく、人類が誕生した時から考えると計り知れない人間が存在したことになる。人間は誰一人同じ人間はいない。そのためそれぞれ違う思想を持った個々の人間の思想を知るにはどのように考えればいいのか疑問が募る。

そこで、古代ギリシアから現代までの思想理解を哲学・行動遺伝学・文化人類学から考察していく。

I. 古代ギリシアの思想理解

1. プラトン

理性の力によって統治される国家が望ましいと考えた哲学者プラトン（紀元前 427 年頃～347 年頃）は、『国家』において次のように述べている。

神は君たちを形づくるにあたって、君たちのうち支配者として統治する能力のある者には、誕生に際して、金を混ぜ与えたのであって、それゆえにこの者たちは、最も尊重されるべき人々なのである。またこれを助ける補助者として能力ある者たちには銀を混ぜ、農夫やその他の職人たちには鉄と銅を混ぜ与えた。こうして君たちのすべては互いに同族の間柄であるから、君たちは君たち自身に似た資質の子供を産むのが普通ではあろうけれども、しかし時には、金の親から銀の子供が生まれたり、銀の親から金の子供が生まれたり、その他すべて同様にして、お互い同士から生まれてくることがあるだろう。そこで、国を支配する者たちに神が告げた第一の最も重要な命令は、次のことなのである。彼らがすぐれた守護者となって他の何にもまして見守らなければならぬもの、他の何よりも注意ぶかく見張らなければならぬのは、これら子供たちのこと、すなわち、子供たちの魂の中にこれらの金属のどれが混ぜ与えられているか、ということである。そして、もし自分自身の子供として銅や鉄の混ぜ与えられた者が生まれたならば、いささかも不憫に思うことなく、その生まれつきに適した地位を与えて、これを職人や農夫たちのなかへ追いやらなければならぬ。またもし逆に職人や農夫たちから、金あるいは銀の混ぜ与えられた子供が生まれたならば、これを尊重して昇進させ、それぞれを守護者と補助者の地位につけなければならぬ。そのようにすることこそ、『鉄や銅の人間が一国の守護者となるとその国は滅びる』という

神託を守るゆえんなのだ¹⁾。

プラトンが生きた古代ギリシア時代には、遺伝子という科学的解明はできなかったが、それでも人間にはある種の素因があるとプラトンは考え、その人間に混ぜられた金・銀・銅・鉄を見極めるということは、個別性をも指摘している。また、人間に混ぜられた金・銀・銅・鉄にあった環境に身を置くことで、国家が栄える。すなわち、環境によってその素因ともいべきものが生かされることになる。

2. アリストテレス

哲学者アリストテレス（紀元前 384 年～322 年）は、プラトンが創設した「アカデメイア」に 17 歳で入学し、以後プラトンが亡くなるまでの 20 年間その教えを受けたが、先に述べたプラトンの思想よりも、もう一つ遺伝思想に近づき、『形而上学』では次のように述べている。

第一の意味で能のあるものがそのように能があると言われるのは、このものが活動する（その能力を現実にも働かせる）ことのできるものであるがゆえにであるから。……したがって必然的に、（現実的活動についての）説明方式または知識が（その活動の可能なものについての）知識のうち、前もって含まれている。……だが、時間においては、次の意味では（現実態の方が）先である。すなわち、その種において可能的なものと同様であるところの現実的なものは、（可能的なものよりも）より先である、という意味では先である。しかし、数においては、先ではない。という意味はこうである。すなわち、すでに現実態において存在しているところのこの特定の人間とか、この特定の穀物とか、現に見ているこの特定の視者とかよりも、それらの資料の方が、すなわち、可能的には人間であり穀物でありまたは視者であるかが現実的にはまだそうでないところのたね（精子または種子）とか可視者とかの方が、時間において先である。しかし、さらにそれらよりも時間において先に、他の現実的に存在するものどもがあつて、これからそれらは生成したのである。というのは、可能的に存在するものから現実的に存在するものが生成するのは、常に、或る（同じ種の、数的には異なる）現実的に存在するものによってだからである。たとえば、人間は人間からであり、教養的なものは教養的なものによってであるが、そこには、常に第一の動かす或るものがある。そしてこの動かす或るものはすでに前もって現実的に存在している。……およそ生成する或る事物の生成するものは、或るものから、或るものに、或るものによってであり、そしてこの最後の或るものは、これによって生成するその或るものと種において同じものである²⁾。

アリストテレスは、遺伝子をも予測していたとも取れる考えである。また、環境とい

う観点から次のようにも述べている。

理性によつての能のあるもの（たとえば人間）は、かれが、まさにその物事についての能力を自らもっているところのその物事を欲求しており、且つその能力に適応した事情のもとにおるときには、その物事をなす（能動する）こと必然である。ところで、かれがその能力をもっているのは、それでなされる物事（受動対象）が現在しており、且つそれが一定の事情のもとにある場合にである。もしそうでないなら、能動することはできないであろう。……かれがその能力をもっているというのは、まさにこの能力が能動することの能力であるとの意味においてであり、しかも、それはあらゆる場合にといいのではなくて、特定の条件のもとでといふのであって、そのうちには外部からの妨害がないならばという条件も含まれているからである³⁾。

アリストテレスはいかにその能力を持っていたとしても、その能力を発揮できる環境がなければその能力を生かすことはできないといふ、プラトンと同じ環境を必然的と考えていた。

II. 現代の思想理解

1. 行動遺伝学

行動遺伝学とは、双生児や親子、兄弟のような血縁関係がある人々、養子縁組の親子や兄弟のように遺伝的な関係はないが環境を共有する人々の心理的、行動的形質の類似性を統計学的手法で遺伝的影響を明らかにする学問である。行動遺伝学者の安藤寿康氏は、遺伝概念の誤解を解くために次のように述べている⁴⁾。

1) 心は遺伝でない

遺伝子の組み合わせの異なる人々の間には、その遺伝的違いを何らかの形で反映した行動や物の考え方や環境の選択の仕方の差異が生じる。

2) 遺伝的だと親から子へ伝達する

伝達されるのは表現型でも遺伝子型でもなく、個々の遺伝子である。遺伝子は類似性の原因でもあり同時に非類似性の原因でもある。

3) 遺伝的だと一生変わらない

遺伝的要因は発達の持続性にも発達の変化にもかかわりを持ちうる。

4) 遺伝的なものは自動的に発言する

行動遺伝学が対象とする個人差の遺伝とは、潜在的な学習適正である。学習が成立する場としての環境が与えられなければ、いつまで立っても表現型となって表れることはない。

5) 遺伝だと教育できない

遺伝的資質の優劣とは独立に、教育環境の優劣は学習者の学習結果となって現れる。遺伝の効果に対する環境の効果は、加算的、あるいは交互作用的。

6) 環境は遺伝ではない

一人一人が作る環境は、その人の遺伝子型のいわば「延長された表現型」である。自分からどんな環境を選択するか、あるいは人からどんな働きかけを受けやすいかによって遺伝的影響が変わる。その意味で、環境は遺伝の一部だといえる。ただし環境としての個人の外部にあるものであるから、他者が意図的にそれを変えようと思えば変えられる可能性がある。

7) 遺伝は環境ではない

行動や学習への遺伝的影響はその行動や学習が成立する場としての文化的環境が与えられて初めて発言するという意味で、遺伝は環境に依存する。また遺伝と環境の交互作用効果があるときには、遺伝の発現の仕方が環境条件によって左右されるので、これも遺伝の影響が環境と密接にかかわってくる。

8) 遺伝だと原因遺伝子が存在する

遺伝子がかかわるのはアミノ酸を特定する配列の仕方であり、心理現象そのものではない。ひとつの心理現象にかかわる遺伝子は非常にたくさん存在し、その組み合わせの全体の効果として遺伝的效果が現れる。

9) 遺伝現象は生物的現象である

社会の中で意味づけられる人間の社会的行動の個人差にも、より「生物学的」とされる形質と同程度、ある時にはそれ以上に高い遺伝率が報告されていることもある。

10) 遺伝決定論者がいる

これまで環境の影響を全く認めない純粋な「遺伝決定論者」などいたためしはなかった。

遺伝子は母親の卵子と父親の精子からそれぞれ 23 本ずつ、合計 46 本の染色体によって伝えられる。遺伝子とは、生命構造や調節機構の特質を生み出すDNA上の情報単位である。しかし、この遺伝情報は組み換えで多様性を含んでおり、地球上には数えきれない程の遺伝子型が存在している。

行動遺伝学者の安藤寿康氏の観点から、遺伝子は人間の発達や学習能力、思想にも影響を及ぼすが、環境からの加算的、交互作用的影響もあるということである。

2.文化人類学

文化人類学はフィールド・ワーク（実地調査）によって、民族の文化や社会を具体的・実証的にとらえて研究する学問である。民俗性・国民性を形成する因子について祖父江孝男氏は次のように述べている。

民俗性・国民性を形成する因子を分解していけばどうなるかという点になると、学者のあいだでいろいろ議論が出て、かならずしも一致していない。しかし私自身としては、もっとも重要なものとして「風土」と「歴史」の因子あげることができると考えている。ここでまず風土であるが、単なる気候だけを意味するのではない。……問題なのは気候や自然環境そのものではなく、それらと人間のあいだに介在する「生活様式」、すなわち「生業と文化・社会の様式」なのだ。……そしてもうひとつ「歴史」の因子がこれにからみあっていると私は考えたい。いま日本人の国民性の場合を例にとってみても、島国であるということと、温暖な気候のなかで農耕、とくに水田農耕をやっていたというような風土的因子に加えて、江戸時代三〇〇年の封建制度と鎖国といった歴史的因子を忘れてはなるまい。……地球上のどんな人種のあいだにも先天的な知能差はなく、知能の差はすべて後天的な環境の差によって作り出されたというのが学者たちの結論であり、これが有名な「人種に関連するユネスコ宣言」として実証されているのだが、おなじことは性格の場合にもそのままあてはまると言ってもよい⁵⁾。

文化人類学者の祖父江孝男氏は、民俗性・国民性を形成する因子として「風土」と「歴史」を上げ、先天的知能差はなく、すべて後天的環境差だと結論づけている。すなわち、民俗性・国民性は遺伝的なものはないということになる。

3.ユネスコ（国際連合教育科学文化機関、United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization U.N.E.S.C.O.）

文化人類学者の祖父江孝男氏の述べた中に「人種に関連するユネスコ宣言」が書かれていたので触れてみたいと思う。

ユネスコは、諸国民の教育、科学、文化の協力と交流を通じて、国際平和と人類の福祉の促進を目的とした国際連合の専門機関で、加盟国数は2014年4月現在で195か国にもおよぶ。1997年第29回ユネスコ総会で採択された「ヒトゲノムと人権に関する世界宣言」の中の「人間の尊厳とヒトゲノム」第3条を次に述べる。

ヒトゲノムは、その性質上進化するものであり、変異することがある。ヒトゲノムは、各人の健康状態、生活条件、栄養及び教育を含む自然的・社会的環境によって様々な発現する可能性を内包している⁶⁾。

「人間の尊厳とヒトゲノム」第3条は、遺伝子は後天的すなわち環境によって変化する可能性を示唆しているが、先天的なことについては述べられてはいない。

まとめ

個々の人間を理解する、その中でも思想を理解することは、科学的解明ができなかった

古代ギリシアからプラトンに始まり、アリストテレスへと受け継がれ考えられていた。現代では科学の発達で遺伝子情報も詳しく解明はされてきたが、驚くべきことは古代ギリシア時代から現在に至るまで「遺伝」と「環境」によって人間が形成される、すなわち思想が形成されるという考えが同じであることである。

では、個々の思想をどのように理解すればいいのかということは、「遺伝」と「環境」を考慮した個々の風土や歴史を知り、個々の言動を分析したならば思想理解につながっていくのではないだろうか。

参考文献

- 1) プラトン：国家（上），藤沢令夫訳，岩波書店，2006，p 253-254。
- 2) アリストテレス：形而上学（下），出隆訳，岩波書店，2016，p 39。
- 3) 上掲書，p 31。
- 4) 安藤寿康：心はどのように遺伝するか，講談社，2000，p 218。
- 5) 祖父江孝男：文化人類学入門，中央公論新社，2014，p 186。
- 6) ユネスコ：ヒトゲノムと人権に関する世界宣言，
<http://www.mext.go.jp/unesco/009/005/001.pdf>, 2016/5/30。

書 評

(Book Review)

《書評》

沢田佳久著 『醤油鯛』 株式会社アストラ 2012年9月

(ISBN978-4-901203-50-0)

超領域社会工学研究部会長
増子 保志

グローバル化する醤油鯛

いったい誰がこんなものを思いついたのだろうか？醤油鯛とは、昔、よく駅弁などに入っていた魚形の醤油入れのことである。

本書は、考察、観察、図鑑の部の3部で構成されている。まず、醤油鯛を「量産された合成樹脂製の液体調味料容器で、全体で魚の形を模したもの」と定義する。

著者は昆虫の系統分類学者らしく、生物学的視点から醤油鯛を外見上の長さや突起の数、刻印、キャップの色といった形態学的特徴から進化、多様性などについて考察を行い、科、属、種といったレベルで分類し、醤油鯛を系統づける。

さらに、図鑑の部では、アカデミックな図鑑を模した構成となっており、種の同定に役立つように作られている。

この変な容器の調味料入れは、いつ頃発生(?)したのだろうか。魚型の容器が最初に作られた詳しい時期とメーカーは残念ながら特定できないらしい。昭和30年代前半、プラスチック成型業界の小さい金型工場の一角で、ある金型工が魚の形を彫ってみたのだろうか。鯛にしたかったのか、金魚だったのか、なぜ鯛にしたのか興味は尽きないが明確な答えはないようである。

そんな、昭和レトロチックな醤油鯛だが、最近グローバル化の波が押し寄せてきているらしい。

一例をあげると、機内食での活躍がめざましい。筆者は大韓航空やマカオ航空で見かけた。機内食は、航空会社においてその印象を大きく左右するものであり、民族的・文化的に多様な乗客に適応する必要と、狭い環境の中で、やはり和食には醤油鯛が使われていることがある。フィルム形式の醤油袋には押され気味ではあるものの、「プチュ」と散らばるリスクは醤油鯛の方が小さい。

観光立国を目指す我が国で、和風テイスト満載の醤油鯛による“おもてなし”もいいかもしれない。実際、醤油鯛をひっくり返してもどっちが、表だか裏だかわからない。そう、すなわち“おもてなし”なのだ！

世界でも稀有望な醤油鯛。その活躍はメイド・イン・ジャパンの一員として期

待されている。

(付記)

実は、何を隠そう私自身も醤油鯛の隠れコレクターである（この本の著者ほどではないが。。。）自慢の(?)コレクションをご覧にいれよう。



日本国際情報学会誌規程

第1条 (目的)

1 日本国際情報学会(英文名: Japanese Society for Global Social and Cultural Studies、以下「学会」という)は、学会の活動成果の発表を目的に日本国際情報学会誌『国際情報研究』(英文名: The Journal of Japanese Society for Global Social and Cultural Studies、以下「学会誌」という)を発行する。

第2条 (編集委員会)

- 1 学会誌の企画、原稿の募集(依頼)及び編集のために編集委員会を置く。
- 2 編集委員会は、編集委員長、編集副委員長各1名、および編集委員若干名によって構成される。
- 3 編集委員長は、会長、副会長、理事の中より理事会が選任する。
- 4 編集副委員長は、編集委員長が会員の中より推薦し、理事会が選任する。
- 5 編集委員は、編集委員長が会員の中より推薦し、理事会の承認を得るものとする。

第3条 (執筆者の資格)

- 1 執筆の資格を有する者は次の各号に掲げる者とし、執筆は公募及び依頼とする。
 - (1) 会員
 - (2) 会員を筆頭執筆者とする共同執筆者
- 2 前項各号に掲げる者以外の者から執筆の申し出があった場合には、編集委員会はこれを承認することがある。
- 3 会費未納者については執筆資格を停止する。

第4条 (原稿の要件)

- 1 学会誌に執筆する原稿の要件は、次の各号のとおりとする。

- (1) 未発表の原稿であること。
 - (2) 完成原稿であること。
 - (3) 原稿の種類は、次のいずれかに該当するものであること。
 - ① 研究論文 (審査論文: Original)
 - ② 報告論文 (自由投稿論文: Review、研究ノート: Research Report)
 - ③ 書評 (Book Review)
 - ④ その他編集委員会が認めたもの
 - (4) 論文の原稿は、表、図、写真を含め12ページ以内とすること。研究ノートその他は特に形式は定めないが、論文に準拠することが望ましく、またそのまま掲載できる完全原稿とし、400字原稿用紙で20枚以内とする。ただし、編集委員会が、特別の事由を認めたときはこの限りではない
 - (5) グラフを含む表、図、写真は、そのまま製版できるように作成すること。
 - (6) 原稿の使用言語は、印刷可能な言語の範囲内とすること。
- 2 年度における投稿は、研究論文、報告論文、及び書評で各2稿以内、または合計3稿までとする。ただし共同執筆は、この数に含まない。

第5条 (原稿の採択)

- 1 執筆原稿が学会の主旨及び第4条・第7条に規定する原稿の要件・形式に合致しないとみとめられる場合には、不採用とする。また不採用になった原稿の執筆者は、結果に対する異議申し立てをできないものとする。
- 2 投稿原稿の採否は、以下の(1)から(5)の細則に従い、各分野の専門家(レフェリー)に投稿原稿の審査を依頼し、その意見をもとに編集委員会で審議し、決定する。
 - (1) 投稿原稿は、まず編集委員会において、その内容について第一次審査を行う。
 - (2) 第一次審査にパスした原稿は、匿名でレフェリーに送られ、審査を受ける。レフェリーからの審査意見は、編集委員長に伝達される。
 - (3) 投稿原稿は、レフェリーの審査意見をもとに編集委員会で審議し、採否を最終決定する。
 - (4) 審査にあたる、レフェリーの名前は公表しない。
 - (5) 編集委員会の判断により原稿執筆者に、内容変更の依頼を行うことがある。

第6条 (学会誌の発行)

- 1 学会誌は、各年度1回発行することとし、各年度の原稿募集(依頼)・執筆期限・発行期日等は、編集委員会が決定し、公表する。

第7条 (論文原稿の形式)

- 1 学会誌に執筆する論文原稿の形式は、編集委員会が別に定める「日本国際情報学会誌執筆要領」によるものとする。ただし、「日本国際情報学会誌執筆要領」ではその論文の真価を表現できないと編集委員長が認めた場合は、別途編集委員会が定めた形式による。

第8条 (論文等の転載)

- 1 学会誌に掲載された論文の転載は、その学会誌発行後半年を経過していない場合は、編集委員会と協議し、承諾を得るものとする。
- 2 転載論文等には、学会誌に初出した旨を付記するものとする。

第9条 (校正)

- 1 校正は著者校正とし、校正期限を遵守し、校正時に大幅な訂正を行わないこととする。
- 2 前項の規定に反し、執筆者が校正時に大幅な訂正を行い、学会誌の発行に重大な支障をきたすおそれがある場合には、第5条第1項の規定を準用する。

第10条 (原稿料)

- 1 原稿料は、会員以外の者への依頼原稿を除き、無料とする。

第11条 (改廃)

- 1 この規程の改廃は、編集委員会の議を経て、理事会が行う。

附 則

この規程は、平成17年5月1日から施行する。
平成17年5月 第5条を改定する。
平成21年12月 第1条を改定する。
平成22年6月 第4条、第5条を改定する。
平成23年8月 第3条2項、第4条2項を追加する。

初回 平成15年8月30日理事会決定

第4回改定 平成23年8月8日理事会決定

編集後記

2015年12月の総会で『国際情報研究』から「報告論文」（自由投稿論文 Review および研究ノート Research Report）と「書評」（Book Review）を別けて新たな学会誌として発行することが決定した。まず編集にあたり、どのような機関紙名にするか悩んだ。『国際情報研究』は、本学会の目的の一つである日本語で思索する全世界の同学のフォーラム形成達成のために発行している。そこで『国際情報研究』の目的を踏襲し更に研究者の自由な発想の「場」となり、読者に刺激を与えるため『Kokusai-joho』と命名した。

『Kokusai-joho』発行にあたり、幸い多くの学会員の方から応募いただき無事に創刊号として発行することができた。これも一重に、関係者各位のご尽力と、学会員皆様の旺盛な探究心の成果である。

編集委員会 委員長 佐々木 健
委 員 川原 有加
委 員 立石 佳代
委 員 坊農 豊彦
委 員 増子 保志
委 員 村上 恒夫

『Kokusai-joho』第1号(1巻1号)2016年度 日本国際情報学会誌

2016年7月31日発行 領価2,000円 (CD配布・送料込み)

発行 日本国際情報学会
静岡県静岡市駿河区谷田 52-1
静岡県立大学国際関係学部
諏訪一幸研究室
TEL 04-2996-4160
FAX 04-2996-4163
URL <http://gscs.jp/>

編集 日本国際情報学会 編集委員会

無断転載を禁ず